

＜改正後＞	＜現 行＞
<p style="text-align: center;">宮城県施設機械工事等共通仕様書</p> <p>第1章 総 則 第1節 総 則</p> <p>1-1-1 適 用</p> <p>1 適用工事</p> <p>宮城県施設機械工事等共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）は、宮城県が発注する農業農村整備事業等に関する施設機械設備工事、鋼橋製作架設工事及び電気通信設備工事の施工に係る工事請負契約書（以下「契約書」という。）及び設計図書の内容について、統一的な解釈及び運用を図るとともに、その他必要な事項を定め、もって契約の適正な履行の確保を図るためのものである。</p> <p>2 共通仕様書の適用</p> <p>受注者は、共通仕様書の適用に当たり、「県請負工事監督規程」（以下「監督員規程」という。）及び「県工事検査規程」（以下「検査規程」という。）による監督、検査体制のもとで、建設業法第18条（建設工事の請負契約の原則）に基づく施工管理体制を遵守しなければならない。また、受注者は、これらの監督、検査（完成検査、出来高検査、中間検査）に当たり、地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）第167条の15に基づくものであることを認識しなければならない。</p> <p>3 優先事項</p> <p>契約図書に添付されている図面、特記仕様書に記載された事項は、この共通仕様書より優先する。</p> <p>4 設計図書間の不整合</p> <p>特記仕様書、共通仕様書及び図面の間に相違がある場合、又は図面からの読み取りと図面に記載された数値に相違がある場合には、受注者は、監督職員に確認して指示を受けなければならない。</p> <p>5 S I 単位 〔読替無し〕</p> <p>1-1-2 用語の定義</p> <p>1 監督職員 〔読替無し〕</p> <p>2 総括監督員</p> <p>総括監督員とは、「監督員規程」に定める職務を担当し、主に、受注者に対する指示、承諾又は協議、関連工事の調整のうち重要なものの処理、設計図書の変更、一時中止又は打切りの必要があると認める場合における工事執行者（「建設工事執行規則 <u>（令和六年規則第七四号）</u>」第2条第1項第2号に規定する工事執行者をいう。）に対する報告等を行う者をいう。</p> <p>また、主任監督員及び監督員の監督業務のとりまとめを行う者をいう。</p> <p>3 主任監督員</p>	<p style="text-align: center;">宮城県施設機械工事等共通仕様書</p> <p>第1章 総 則 第1節 総 則</p> <p>1-1-1 適 用</p> <p>1 適用工事</p> <p>宮城県施設機械工事等共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）は、宮城県が発注する農業農村整備事業等に関する施設機械設備工事、鋼橋製作架設工事及び電気通信設備工事の施工に係る工事請負契約書（以下「契約書」という。）及び設計図書の内容について、統一的な解釈及び運用を図るとともに、その他必要な事項を定め、もって契約の適正な履行の確保を図るためのものである。</p> <p>2 共通仕様書の適用</p> <p>受注者 <u>（契約書に記載されている請負者をいう。以下同じ。）</u>は、共通仕様書の適用に当たり、「県請負工事監督規程」（以下「監督員規程」という。）及び「県工事検査規程」（以下「検査規程」という。）による監督、検査体制のもとで、建設業法第18条（建設工事の請負契約の原則）に基づく施工管理体制を遵守しなければならない。また、受注者は、これらの監督、検査（完成検査、出来高検査、中間検査）に当たり、地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）第167条の15に基づくものであることを認識しなければならない。</p> <p>3 優先事項</p> <p>契約図書に添付されている図面、特記仕様書に記載された事項は、この共通仕様書より優先する。</p> <p>4 設計図書間の不整合</p> <p>特記仕様書、共通仕様書及び図面の間に相違がある場合、又は図面からの読み取りと図面に記載された数値に相違がある場合には、受注者は、監督職員に確認して指示を受けなければならない。</p> <p>5 S I 単位 〔読替無し〕</p> <p>1-1-2 用語の定義</p> <p>1 監督職員 〔読替無し〕</p> <p>2 総括監督員</p> <p>総括監督員とは、「監督員規程」に定める職務を担当し、主に、受注者に対する指示、承諾又は協議、関連工事の調整のうち重要なものの処理、設計図書の変更、一時中止又は打切りの必要があると認める場合における工事執行者（「建設工事執行規則 <u>（令和五年規則第四六号）</u>」第2条第1項第2号に規定する工事執行者をいう。）に対する報告等を行う者をいう。</p> <p>また、主任監督員及び監督員の監督業務のとりまとめを行う者をいう。</p> <p>1-3 主任監督員</p>

主任監督員とは、「監督員規程」に定める職務を担当し、主に、受注者に対する指示、承諾又は協議（重要なもの及び軽易なものを除く）の処理、工事実施のための詳細図等（軽易なものを除く）の作成及び交付又は受注者が作成した図面の承諾を行い、また、契約図書に基づく工程の管理、立会、施工段階確認、工事材料の試験又は検査の実施（他のものに実施させ当該実施を確認することを含む）で重要なものの処理、関連工事の調整（重要なものを除く）、設計図書の変更（重要なものを除く）、一時中止又は打切りの必要があると認める場合における総括監督員への報告を行う者をいう。また、監督員の指揮監督及び現場監督総括業務並びに一般監督業務のとりまとめを行う者をいう。

#### 4 監督員

監督員とは、「監督員規程」に定める職務を担当し、主に、受注者に対する指示、承諾又は協議で軽易なものの処理、工事実施のための詳細図等で軽易なものの作成又は受注者が作成した図面のうち軽易なものの承諾を行うとともに、契約図書に基づく工程の管理、立会、段階確認、工事材料の試験の実施（重要なものは除く）を行う者をいう。

また、設計図書の変更、一時中止又は打切りの必要があると認める場合における主任監督員への報告を行うとともに、一般監督業務のとりまとめを行う者をいう。

#### 5 契約図書 [読替無し]

#### 6 設計図書

設計図書とは、仕様書、図面、施工条件明示書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。

#### 7 仕様書

仕様書とは、各工事に共通する共通仕様書と工事ごとに規定される特記仕様書を総称していう。

#### 8 共通仕様書 [読替無し]

#### 9 特記仕様書

特記仕様書とは、共通仕様書を補足し、工事の施工に関する明細又は工事に固有の事項を定める図書をいう。

なお、設計図書に基づき監督職員が受注者に指示した書面及び受注者が提出し監督職員が承諾した書面は、特記仕様書に含まれる。

#### 10 現場説明書 [読替無し]

#### 11 質問回答書 [読替無し]

#### 12 図面

図面とは、入札に際して発注者が示した設計図、発注者から変更又は追加された設計図、及び工事完成図等をいう。

なお、設計図書に基づき監督職員が受注者に指示した図面及び受注者が提出し、監督職員が書面により承諾した図面を含むものとする。

#### 13 実施設計書 [読替無し] ～ 25 通知 [読替無し]

#### 26 連絡

主任監督員とは、「監督員規程」に定める職務を担当し、主に、受注者に対する指示、承諾又は協議（重要なもの及び軽易なものを除く）の処理、工事実施のための詳細図等（軽易なものを除く）の作成及び交付又は受注者が作成した図面の承諾を行い、また、契約図書に基づく工程の管理、立会、施工段階確認、工事材料の試験又は検査の実施（他のものに実施させ当該実施を確認することを含む）で重要なものの処理、関連工事の調整（重要なものを除く）、設計図書の変更（重要なものを除く）、一時中止又は打切りの必要があると認める場合における総括監督員への報告を行う者をいう。また、監督員の指揮監督及び現場監督総括業務並びに一般監督業務のとりまとめを行う者をいう。

#### 4 監督員

監督員とは、「監督員規程」に定める職務を担当し、主に、受注者に対する指示、承諾又は協議で軽易なものの処理、工事実施のための詳細図等で軽易なものの作成又は受注者が作成した図面のうち軽易なものの承諾を行うとともに、契約図書に基づく工程の管理、立会、段階確認、工事材料の試験の実施（重要なものは除く）を行う者をいう。

また、設計図書の変更、一時中止又は打切りの必要があると認める場合における主任監督員への報告を行うとともに、一般監督業務のとりまとめを行う者をいう。

#### 5 契約図書 [読替無し]

#### 6 設計図書

設計図書とは、仕様書、図面、施工条件明示書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。

#### 7 仕様書

仕様書とは、各工事に共通する共通仕様書と工事ごとに規定される特記仕様書を総称していう。

#### 8 共通仕様書 [読替無し]

#### 9 特記仕様書

特記仕様書とは、共通仕様書を補足し、工事の施工に関する明細又は工事に固有の事項を定める図書をいう。

なお、設計図書に基づき監督職員が受注者に指示した書面及び受注者が提出し監督職員が承諾した書面は、特記仕様書に含まれる。

#### 10 現場説明書 [読替無し]

#### 11 質問回答書 [読替無し]

#### 12 図面

図面とは、入札に際して発注者が示した設計図、発注者から変更又は追加された設計図、及び工事完成図等をいう。

なお、設計図書に基づき監督職員が受注者に指示した図面及び受注者が提出し、監督職員が書面により承諾した図面を含むものとする。

#### 13 実施設計書 [読替無し] ～ 25 通知 [読替無し]

#### 26 連絡

「連絡」とは、監督職員と受注者又は現場代理人の間で、監督職員が受注者に対し、又は受注者が監督職員に対し、契約書第 19 条に該当しない事項又は緊急で伝達すべき事項について、口頭、ファクシミリ、電子メールなどの署名又は押印が不要な手段により互いに知らせることをいう。なお、後日書面による連絡内容の伝達は不要とする。

27 納品〔読替無し〕～ 29 電磁的記録〔読替無し〕

30 電子契約システム〔適用除外〕

31 情報共有システム〔読替無し〕

32 書面

「書面」とは、紙及び電磁的記録に記録された事項を表示したものをいう。

(1) 書面は、原則として情報共有システム、電子メール又は紙により伝達するものとする。

(2) 情報共有システムを用いない場合は、発行年月日を記載し、署名又は押印したものを有効とする。

(3) 電子納品を行う場合の形式及び納品方法については、別途監督職員と協議するものとする。

33 工事写真〔読替無し〕～ 41 遠隔確認〔読替無し〕

42 施工段階確認

施工段階確認とは、設計図書に示された段階、又は監督職員が指示した施工途中の段階において、監督職員が立会又は遠隔確認により、工事状況、工事に係る出来形、品質、規格、数値等を確認することをいう。

43 技術検査〔適用除外〕

44 工事検査

工事検査とは、検査員が契約書第 34 条、41 条及び第 42 条に基づいて給付完了の確認を行うこと、並びに契約書第 33 条に基づいて工事の実施状況の確認を行うことをいう。

45 検査員

検査員とは、契約書第 33 条及び契約書第 34 条第 2 項の規定に基づき、工事検査を行うために発注者が定めた者をいう。

46 同等以上の品質

同等以上の品質とは、特記仕様書で指定する品質又は特記仕様書に指定がない場合、監督職員が承諾する試験機関の品質確認を得た品質又は、監督職員の承諾した品質をいう。

なお、試験機関において品質を確かめるために必要となる費用は、受注者の負担とする。

47 工期〔読替無し〕～ 59 J I S 規格〔読替無し〕

1-1-3 設計図書の照査等

1 図面原図の貸与〔読替無し〕

2 設計図書の照査

受注者は、施工前及び施工途中において、契約書第 19 条第 1 項第 1 号から第 5 号に係る設計図書の照査を行い、該当する事実がある場合は、監督職員にその事実が確認できる資料を書面により提出

「連絡」とは、監督職員と受注者又は現場代理人の間で、監督職員が受注者に対し、又は受注者が監督職員に対し、契約書第 19 条に該当しない事項又は緊急で伝達すべき事項について、口頭、ファクシミリ、電子メールなどの署名又は押印が不要な手段により互いに知らせることをいう。なお、後日書面による連絡内容の伝達は不要とする。

27 納品〔読替無し〕～ 29 電磁的記録〔読替無し〕

30 電子契約システム〔適用除外〕

31 情報共有システム〔読替無し〕

32 書面

「書面」とは、紙及び電磁的記録に記録された事項を表示したものをいう。

(1) 書面は、原則として情報共有システム、電子メール又は紙により伝達するものとする。

(2) 情報共有システムを用いない場合は、発行年月日を記載し、署名又は押印したものを有効とする。

(3) 電子納品を行う場合の形式及び納品方法については、別途監督職員と協議するものとする。

33 工事写真〔読替無し〕～ 41 遠隔確認〔読替無し〕

42 施工段階確認

施工段階確認とは、設計図書に示された段階、又は監督職員が指示した施工途中の段階において、監督職員が立会又は遠隔確認により、工事状況、工事に係る出来形、品質、規格、数値等を確認することをいう。

43 技術検査〔適用除外〕

44 工事検査

工事検査とは、検査員が契約書第 34 条、41 条及び第 42 条に基づいて給付完了の確認を行うこと、並びに契約書第 33 条に基づいて工事の実施状況の確認を行うことをいう。

45 検査員

検査員とは、契約書第 33 条及び契約書第 34 条第 2 項の規定に基づき、工事検査を行うために発注者が定めた者をいう。

46 同等以上の品質

同等以上の品質とは、特記仕様書で指定する品質又は特記仕様書に指定がない場合、監督職員が承諾する試験機関の品質確認を得た品質又は、監督職員の承諾した品質をいう。

なお、試験機関において品質を確かめるために必要となる費用は、受注者の負担とする。

47 工期〔読替無し〕～ 59 J I S 規格〔読替無し〕

1-1-3 設計図書の照査等

1 図面原図の貸与〔読替無し〕

2 設計図書の照査

受注者は、施工前及び施工途中において、契約書第 19 条第 1 項第 1 号から第 5 号に係る設計図書の照査を行い、該当する事実がある場合は、監督職員にその事実が確認できる資料を書面により提出

し、確認を求めなければならない。

なお、確認できる資料とは、現地地形図、設計図との対比図、取合い図、施工図等を含むものとする。また、受注者は監督職員からさらに詳細な説明又は書面の追加の要求があった場合は、これに従わなければならない。

### 3 契約図書等の使用制限〔読替無し〕

#### 1-1-4 工程表

受注者は、契約書第3条に規定する工程表を所定の書式に基づき作成し、監督職員を経由して発注者に提出しなければならない。

#### 1-1-5 施工計画書 ～ 1-1-6 承諾図書

(1)～(12)〔読替無し〕

(13) 法定休暇・所定休暇(週休二日の導入)〔読替無し〕

(14)〔読替無し〕

#### 1-1-7 承諾済みの承諾図書

契約書第16条7項、第18条1項、第19条5項、第20条、第21条、第23条、第24条1項及び第48条2項の規定を除き、承諾済の承諾図書を変更しようとするときは、軽微なものを除き、発注者と協議するものとする。

#### 1-1-8 受注者による発注者の図面の使用

〔読替無し〕

#### 1-1-9 工事実績情報システム(コリンズ)への登録

受注者は、受注時又は変更時において工事請負代金額が500万円以上の工事について、工事実績情報システム(以下「コリンズ」という。)に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事実績情報として作成した「登録のためのお願い」をコリンズから監督職員にメール送信し、監督職員の確認を受けたうえ、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、完成時は工事完成後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録をしなければならない。登録対象は、工事請負代金額500万円以上(単価契約の場合は契約総額)の全ての工事とし、受注・変更・完成・訂正時にそれぞれ登録するものとする。

また、登録機関発行の「登録内容確認書」は、コリンズ登録時に監督職員にメール送信される。なお、変更時と工事完成時の間が10日間(土曜日、日曜日、祝日等を除く)に満たない場合は、変更時の登録申請を省略できる。

し、確認を求めなければならない。

なお、確認できる資料とは、現地地形図、設計図との対比図、取合い図、施工図等を含むものとする。また、受注者は監督職員からさらに詳細な説明又は書面の追加の要求があった場合は、これに従わなければならない。

### 3 契約図書等の使用制限〔読替無し〕

#### 1-1-4 工程表

受注者は、契約書第3条に規定する工程表を所定の書式に基づき作成し、監督職員を経由して発注者に提出しなければならない。

#### 1-1-5 施工計画書 ～ 1-1-6 承諾図書

(1)～(12)〔読替無し〕

〔新設〕

(13)〔読替無し〕

#### 1-1-7 承諾済みの承諾図書

契約書第16条7項、第18条1項、第19条5項、第20条、第21条、第23条、第24条1項及び第48条2項の規定を除き、承諾済の承諾図書を変更しようとするときは、軽微なものを除き、発注者と協議するものとする。

#### 1-1-8 受注者による発注者の図面の使用

〔読替無し〕

#### 1-1-9 工事実績情報システム(コリンズ)への登録

受注者は、受注時又は変更時において工事請負代金額が500万円以上の工事について、工事実績情報システム(以下「コリンズ」という。)に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事実績情報として作成した「登録のためのお願い」をコリンズから監督職員にメール送信し、監督職員の確認を受けたうえ、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、完成時は工事完成後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録をしなければならない。登録対象は、工事請負代金額500万円以上(単価契約の場合は契約総額)の全ての工事とし、受注・変更・完成・訂正時にそれぞれ登録するものとする。

また、登録機関発行の「登録内容確認書」は、コリンズ登録時に監督職員にメール送信される。なお、変更時と工事完成時の間が10日間(土曜日、日曜日、祝日等を除く)に満たない場合は、変更時の登録申請を省略できる。

また、本工事の完成後において訂正又は削除する場合においても同様に、コリンズから発注者にメール送信し、速やかに発注者の確認を受けた上で、登録機関に登録申請しなければならない。

#### 1-1-10 監督職員

##### 1 監督職員の権限

当該工事における監督職員の権限は、契約書第10条第2項に規定した事項である。

##### 2 監督職員の権限の行使〔読替無し〕

#### 1-1-11 現場技術業務における現場代理人

受注者は設計図書で公団等に委託した現場代理人の配置が示された場合には、次の各号によらなければならない。

なお、委託先及び工事を担当する現場代理人については、監督職員から通知するものとする。

1 受注者は、現場代理人が監督職員に代わり現場に臨場し、立会等を行う場合には、その業務に協力しなければならない。また、書類（計画書、報告書、データ、図面等）の提出に際し、説明を求められた場合はこれに応じなければならない。

2 現場代理人は、契約書第10条に規定する監督職員ではなく、指示、承諾、協議及び確認の適否等を行う権限は有しないものである。ただし、監督職員から受注者に対する指示又は、通知等を現場代理人を通じて行うことがある。また、受注者が監督職員に対して行う報告又は通知は、現場代理人を通じて行うことができる。

#### 1-1-12 工事用地等の使用

〔読替無し〕

#### 1-1-13 工事着手

〔読替無し〕

#### 1-1-14 工事の下請負

受注者は、下請負に付する場合には、次の各号に掲げる要件を全て満たさなければならない。

1 〔読替無し〕

2 下請負人が、宮城県の建設工事競争入札参加資格承認者である場合には、営業停止又は指名停止期間中でないこと。

3 〔読替無し〕

4 下請負人は、契約書第8条第1項に基づく社会保険等の届出をしていること。ただし、当該届出の義務がない者はこの限りでない。

5 受注者は、工事の一部を下請けで施行する場合は「宮城県建設工事元請・下請関係適正化要綱（平成13年3月30日付け事管第547号土木部長通知）」を遵守すること。

また、本工事の完成後において訂正又は削除する場合においても同様に、コリンズから発注者にメール送信し、速やかに発注者の確認を受けた上で、登録機関に登録申請しなければならない。

#### 1-1-10 監督職員

##### 1 監督職員の権限

当該工事における監督職員の権限は、契約書第10条第2項に規定した事項である。

##### 2 監督職員の権限の行使〔読替無し〕

#### 1-1-11 現場技術業務における現場代理人

受注者は設計図書で公団等に委託した現場代理人の配置が示された場合には、次の各号によらなければならない。

なお、委託先及び工事を担当する現場代理人については、監督職員から通知するものとする。

1 受注者は、現場代理人が監督職員に代わり現場に臨場し、立会等を行う場合には、その業務に協力しなければならない。また、書類（計画書、報告書、データ、図面等）の提出に際し、説明を求められた場合はこれに応じなければならない。

2 現場代理人は、契約書第10条に規定する監督職員ではなく、指示、承諾、協議及び確認の適否等を行う権限は有しないものである。ただし、監督職員から受注者に対する指示又は、通知等を現場代理人を通じて行うことがある。また、受注者が監督職員に対して行う報告又は通知は、現場代理人を通じて行うことができる。

#### 1-1-12 工事用地等の使用

〔読替無し〕

#### 1-1-13 工事着手

〔読替無し〕

#### 1-1-14 工事の下請負

受注者は、下請負に付する場合には、次の各号に掲げる要件を全て満たさなければならない。

1 〔読替無し〕

2 下請負人が、宮城県の建設工事競争入札参加資格承認者である場合には、営業停止又は指名停止期間中でないこと。

3 〔読替無し〕

4 下請負人は、契約書第8条第1項に基づく社会保険等の届出をしていること。ただし、当該届出の義務がない者はこの限りでない。

5 受注者は、工事の一部を下請けで施行する場合は「宮城県建設工事元請・下請関係適正化要綱（平成13年3月30日付け事管第547号土木部長通知）」を遵守すること。

<p>1-1-15 施工体制台帳及び施工体系図 1～5.〔読替無し〕 6.〔適用除外〕</p> <p>1-1-16 受注者相互の協力 〔読替無し〕</p> <p>1-1-17 調査及び試験に対する協力 1 一般事項 〔読替無し〕 2 公共工事機械設備労務者賃金実態調査 〔読替無し〕 3 諸経費動向調査 〔読替無し〕 4 施工実態調査 〔読替無し〕 5 低入札価格調査対象工事の措置 (1) 施工体制台帳の提出及びそのヒアリング ①財務規則（昭和39年3月30日規則第7号）第100条の2の規定に基づく価格を下回る価格で落札し契約締結した場合においては、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第15条第2項の規定にかかわらず建設業法第24条の第8の1項の規定に準じて施工体制台帳を作成するものとして、監督職員に提出しなければならない。 ②前項（1）の書類の提出に際して、その内容のヒアリングを発注者から求められたときは、受注者の支店長、営業所長等は応じなければならない。 (2) 施工計画書の内容のヒアリング 財務規則（昭和39年3月30日規則第7号）第100条の2の規定に基づく価格を下回る価格で落札し契約締結した場合においては、施工計画書の提出に当たり、その内容のヒアリングを事務所長等から求められたときは、受注者の支店長、営業所長等は応じなければならない。</p> <p>1-1-18 工事の一時中止 1 一般事項 発注者は、契約書第21条の規定に基づき次の各号に該当する場合においては、あらかじめ受注者に対して通知した上で、必要とする期間、工事の全部又は一部の施工について一時中止をさせることができる。 なお暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的又は人為的な事象による工事の中断については、第1章 1-1-52により、受注者は、適切に対応しなければならない。 (1)～(3)〔読替無し〕 2 発注者の中止権 〔読替無し〕</p>	<p>1-1-15 施工体制台帳及び施工体系図 1～5.〔読替無し〕 6.〔適用除外〕</p> <p>1-1-16 受注者相互の協力 〔読替無し〕</p> <p>1-1-17 調査及び試験に対する協力 1 一般事項 〔読替無し〕 2 公共工事機械設備労務者賃金実態調査 〔読替無し〕 3 諸経費動向調査 〔読替無し〕 4 施工実態調査 〔読替無し〕 5 低入札価格調査対象工事の措置 (1) 施工体制台帳の提出及びそのヒアリング ①財務規則（昭和39年3月30日規則第7号）第100条の2の規定に基づく価格を下回る価格で落札し契約締結した場合においては、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第15条第2項の規定にかかわらず建設業法第24条の第7の1項の規定に準じて施工体制台帳を作成するものとして、監督職員に提出しなければならない。 ②前項（1）の書類の提出に際して、その内容のヒアリングを発注者から求められたときは、受注者の支店長、営業所長等は応じなければならない。 (2) 施工計画書の内容のヒアリング 財務規則（昭和39年3月30日規則第7号）第100条の2の規定に基づく価格を下回る価格で落札し契約締結した場合においては、施工計画書の提出に当たり、その内容のヒアリングを事務所長等から求められたときは、受注者の支店長、営業所長等は応じなければならない。</p> <p>1-1-18 工事の一時中止 1 一般事項 発注者は、契約書第21条の規定に基づき次の各号に該当する場合においては、あらかじめ受注者に対して通知した上で、必要とする期間、工事の全部又は一部の施工について一時中止をさせることができる。 なお暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的又は人為的な事象による工事の中断については、第1章 1-1-52により、受注者は、適切に対応しなければならない。 (1)～(3)〔読替無し〕 2 発注者の中止権 〔読替無し〕</p>
--	--

<p>3 基本計画書の作成〔読替無し〕</p> <p>1-1-19 設計図書の変更等 〔読替無し〕</p> <p>1-1-20 工期変更</p> <p>1 一般事項 契約書第 16 条第 7 項、第 18 条第 1 項、第 19 条第 5 項、第 20 条、第 21 条第 3 項、第 23 条及び第 48 条第 2 項の規定に基づく工事の変更について、当該変更が契約書第 25 条の工期変更協議の対象であるか否かを監督職員と受注者との間で確認するものとし、(本条において以下「事前協議」という。)監督職員はその結果を受注者に通知するものとする。</p> <p>2 設計図書の変更等 受注者は、契約書第 19 条第 5 項及び第 20 条に基づき設計図書の変更又は訂正が行われた場合、第 1 項に示す事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について、必要とする変更日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付の上、契約書第 25 条第 2 項に定める協議開始の日までに工期変更に関して監督職員と協議しなければならない。</p> <p>3 工事の一時中止 受注者は、契約書第 21 条に基づく工事の全部若しくは一部の施工が一時中止となった場合、第 1 項に示す事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について、必要とする変更日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付の上、契約書第 25 条第 2 項に定める協議開始の日までに工期変更に関して監督職員と協議しなければならない。</p> <p>4 工期の延長 受注者は、契約書第 23 条に基づき工期の延長を求める場合、第 1 項に示す事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について、必要とする延長日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付の上、契約書第 25 条第 2 項に定める協議開始の日までに工期変更に関して監督職員と協議しなければならない。</p> <p>5 工期の短縮 受注者は、契約書第 24 条に基づき工期の短縮を求められた場合、可能な短縮日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付し、契約書第 25 条第 2 項に定める協議開始の日までに工期変更に関して監督職員と協議しなければならない。</p> <p>1-1-21 支給材料及び貸与品</p> <p>1 一般事項 受注者は、発注者から支給材料及び貸与品を契約書第 16 条第 8 項の規定に基づき善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。</p>	<p>3 基本計画書の作成〔読替無し〕</p> <p>1-1-19 設計図書の変更等 〔読替無し〕</p> <p>1-1-20 工期変更</p> <p>1 一般事項 契約書第 16 条第 7 項、第 18 条第 1 項、第 19 条第 5 項、第 20 条、第 21 条第 3 項、第 23 条及び第 48 条第 2 項の規定に基づく工事の変更について、当該変更が契約書第 25 条の工期変更協議の対象であるか否かを監督職員と受注者との間で確認するものとし、(本条において以下「事前協議」という。)監督職員はその結果を受注者に通知するものとする。</p> <p>2 設計図書の変更等 受注者は、契約書第 19 条第 5 項及び第 20 条に基づき設計図書の変更又は訂正が行われた場合、第 1 項に示す事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について、必要とする変更日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付の上、契約書第 25 条第 2 項に定める協議開始の日までに工期変更に関して監督職員と協議しなければならない。</p> <p>3 工事の一時中止 受注者は、契約書第 21 条に基づく工事の全部若しくは一部の施工が一時中止となった場合、第 1 項に示す事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について、必要とする変更日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付の上、契約書第 25 条第 2 項に定める協議開始の日までに工期変更に関して監督職員と協議しなければならない。</p> <p>4 工期の延長 受注者は、契約書第 23 条に基づき工期の延長を求める場合、第 1 項に示す事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について、必要とする延長日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付の上、契約書第 25 条第 2 項に定める協議開始の日までに工期変更に関して監督職員と協議しなければならない。</p> <p>5 工期の短縮 受注者は、契約書第 24 条に基づき工期の短縮を求められた場合、可能な短縮日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付し、契約書第 25 条第 2 項に定める協議開始の日までに工期変更に関して監督職員と協議しなければならない。</p> <p>1-1-21 支給材料及び貸与品</p> <p>1 一般事項 受注者は、発注者から支給材料及び貸与品を契約書第 16 条第 8 項の規定に基づき善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。</p>
---	---

<p>2 支給材料（又は貸与品）請求書 受注者は、契約書第 16 条第 1 項の規定に基づき、工事材料の支給を受ける場合、材料の品名、数量及び規格等を記した支給材料（又は貸与品）請求書をその使用予定日の前日までに監督職員を経由して発注者に提出しなければならない。</p> <p>3 受払状況の記録〔読替無し〕</p> <p>4 支給材料（又は貸与品）返還書〔読替無し〕</p> <p>5 貸与機械の使用〔読替無し〕</p> <p>6 引渡場所 契約書第 16 条第 1 項に規定する「引渡場所」は、設計図書又は監督職員の指示によるものとする。 なお、引渡終了後、契約書第 16 条第 3 項の規定に基づき、支給材料（又は貸与品）受領（又は借用）書を、引渡の日から 7 日以内に監督職員を経由して発注者に提出しなければならない。</p> <p>7 返還 受注者は、契約書第 16 条第 9 項「不用となった支給材料又は貸与品の返還」の規定に基づき返還する場合、監督職員の指示に従うものとする。 なお、受注者は、返還が完了するまで材料の損失に対する責任を免れることはできないものとする。</p> <p>8 修理等〔読替無し〕</p> <p>9 流用の禁止〔読替無し〕</p> <p>10 所有権〔読替無し〕</p> <p>1-1-2-2 工事現場発生材 〔読替無し〕</p> <p>1-1-2-3 建設副産物</p> <p>1 一般事項〔読替無し〕</p> <p>2 建設発生土の搬出〔読替無し〕</p> <p>3 マニフェスト〔読替無し〕</p> <p>4 法令遵守 受注者は、建設副産物適正処理推進要綱（平成 14 年 5 月 30 日付け国土交通事務次官通知）、及び宮城県における建設リサイクル法の実施に関する指針（平成 14 年 5 月 8 日付け宮城県環境生活部長通知）、建設汚泥の再利用に関するガイドライン（平成 18 年 6 月 12 日付け国土交通事務次官通知）を遵守して、建設副産物の適正な処理及び再生資源の活用を図らなければならない。</p> <p>5 再生資源利用計画 受注者は、コンクリート、コンクリート及び鉄からなる建設資材、木材、アスファルト混合物等を工事現場に搬入する場合には、法令等に基づき、再生資源利用計画を作成し、施工計画書にその写しを添付して監督職員に提出しなければならない。</p>	<p>2 支給材料（又は貸与品）請求書 受注者は、契約書第 16 条第 1 項の規定に基づき、工事材料の支給を受ける場合、材料の品名、数量及び規格等を記した支給材料（又は貸与品）請求書をその使用予定日の前日までに監督職員を経由して発注者に提出しなければならない。</p> <p>3 受払状況の記録〔読替無し〕</p> <p>4 支給材料（又は貸与品）返還書〔読替無し〕</p> <p>5 貸与機械の使用〔読替無し〕</p> <p>6 引渡場所 契約書第 16 条第 1 項に規定する「引渡場所」は、設計図書又は監督職員の指示によるものとする。 なお、引渡終了後、契約書第 16 条第 3 項の規定に基づき、支給材料（又は貸与品）受領（又は借用）書を、引渡の日から 7 日以内に監督職員を経由して発注者に提出しなければならない。</p> <p>7 返還 受注者は、契約書第 16 条第 9 項「不用となった支給材料又は貸与品の返還」の規定に基づき返還する場合、監督職員の指示に従うものとする。 なお、受注者は、返還が完了するまで材料の損失に対する責任を免れることはできないものとする。</p> <p>8 修理等〔読替無し〕</p> <p>9 流用の禁止〔読替無し〕</p> <p>10 所有権〔読替無し〕</p> <p>1-1-2-2 工事現場発生材 〔読替無し〕</p> <p>1-1-2-3 建設副産物</p> <p>1 一般事項〔読替無し〕</p> <p>2 建設発生土の搬出〔読替無し〕</p> <p>3 マニフェスト〔読替無し〕</p> <p>4 法令遵守 受注者は、建設副産物適正処理推進要綱（平成 14 年 5 月 30 日付け国土交通事務次官通知）、及び宮城県における建設リサイクル法の実施に関する指針（平成 14 年 5 月 8 日付け宮城県環境生活部長通知）、建設汚泥の再利用に関するガイドライン（平成 18 年 6 月 12 日付け国土交通事務次官通知）を遵守して、建設副産物の適正な処理及び再生資源の活用を図らなければならない。</p> <p>5 再生資源利用計画 受注者は、コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルト混合物等を工事現場に搬入する場合には、法令等に基づき、再生資源利用計画を作成し、施工計画書にその写しを添付して監督職員に提出しなければならない。</p>
---	---



また、受注者は、法令等に基づき、工事現場において再生資源利用計画を公衆の見やすい場所に掲げなければならない。

6 受領書の交付 [読替無し]

7 再生資源利用促進計画

受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥または建設混合廃棄物等を工事現場から搬出する場合には、法令等に基づき、再生資源利用促進計画を作成し、施工計画書にその写しを添付して監督職員に提出しなければならない。

また、受注者は、法令等に基づき、工事現場において再生資源利用促進計画を公衆の見やすい場所に掲げなければならない。

8 再生資源利用促進計画を作成する上での確認事項等 [読替無し]

9 建設発生土の運搬を行う者に対する通知 [読替無し]

10 建設発生土の搬出先に対する受領書の交付請求等 [読替無し]

11 実施書の提出 [読替無し]

12 殻運搬処理 [読替無し]

13 建設副産物情報交換システム [適用除外]

1-1-24 監督職員による確認、立会等

1 立会願の提出 ～ 4 確認及び立会の時間 [読替無し]

5 遵守義務

受注者は、契約書第10条第2項第3号、第14条第2項又は第15条第1項若しくは同条第2項の規定に基づき、監督職員の立会を受け、材料の確認を受けた場合であっても、契約書第18条及び第34条に規定する義務を免れないものとする。

6 施工段階確認

(1), (2) [読替無し]

(3) 受注者は、施工段階確認を受けようとする場合は、事前に監督職員と日時、実施方法の調整を行わなければならない。なお、監督職員は施工段階確認を机上で行う場合、又は現場技術業務における現場代理人に行わせる場合は、受注者にあらかじめ連絡するものとする。

(4) ～ (7) [読替無し]

1-1-25 数量の算出 ～ 1-1-27 発注者による完成図書等の使用  
[読替無し]

1-1-28 電子納品

1 一般事項

受注者は、電子納品対象工事である場合、「工事の電子納品運用に関するガイドライン」に基づいて

また、受注者は、法令等に基づき、再生資源利用計画を工事現場の公衆が見やすい場所に掲げなければならない。

6 受領書の交付

7 再生資源利用促進計画

受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥または建設混合廃棄物等を工事現場から搬出する場合には、法令等に基づき、再生資源利用促進計画を作成し、施工計画書にその写しを添付して監督職員に提出しなければならない。

また、受注者は、法令等に基づき、再生資源利用促進計画を工事現場の公衆が見やすい場所に掲げなければならない。

8 実施書の提出 [読替無し]

9 再生資源利用促進計画を作成する上での確認事項等

10 建設発生土の運搬を行う者に対する通知

11 建設発生土の搬出先に対する受領書の交付請求等

12 殻運搬処理 [読替無し]

13 建設副産物情報交換システム [適用除外]

1-1-24 監督職員による確認、立会等

1 立会願の提出 ～ 4 確認及び立会の時間 [読替無し]

5 遵守義務

受注者は、契約書第10条第2項第3号、第14条第2項又は第15条第1項若しくは同条第2項の規定に基づき、監督職員の立会を受け、材料の確認を受けた場合であっても、契約書第18条及び第34条に規定する義務を免れないものとする。

6 施工段階確認

(1), (2) [読替無し]

(3) 受注者は、施工段階確認を受けようとする場合は、事前に監督職員と日時、実施方法の調整を行わなければならない。なお、監督職員は施工段階確認を机上で行う場合、又は現場技術業務における現場代理人に行わせる場合は、受注者にあらかじめ連絡するものとする。

(4) ～ (7) [読替無し]

1-1-25 数量の算出 ～ 1-1-27 発注者による完成図書等の使用  
[読替無し]

1-1-28 電子納品

1 一般事項

受注者は、電子納品対象工事である場合、「工事の電子納品運用に関するガイドライン」に基づいて

作成した電子データを電子媒体で提出しなければならない。

2 電子媒体の提出 [読替無し]

1-1-29 工事完成検査

1 工事完成通知書の提出

受注者は、契約書第 34 条第 1 項の完成通知書を作成し、監督職員を通じて発注者に提出しなければならない。

2 工事完成検査の要件

受注者は、工事完成通知書を監督職員に提出する際には、次の各号に掲げる要件をすべて満たさなければならない。

- (1) 設計図書（追加、変更指示も含む。）に示されるすべての工事が完成していること。
- (2) 契約書第 18 条第 1 項の規定に基づき、監督職員の請求した改造が完了していること。
- (3) 設計図書により義務付けられた工事記録写真、出来形管理資料、工事関係図及び工事報告書等の資料の整備がすべて完了していること。
- (4) 契約変更を行う必要が生じた工事においては、最終変更契約を発注者と締結していること。

3 検査日の通知

発注者は、工事検査に先立って受注者に対して検査日及び検査員名を通知するものとする。

4 検査内容

検査職員は、監督職員及び受注者の立会又は遠隔確認により、工事目的物を対象として契約図書と対比し、次の各号に掲げる検査を行うものとする。

- (1) 工事の目的物について、形状、寸法、精度、数量、品質、性能及び出来ばえの検査を行う。
- (2) 工事管理状況に関する書類、記録及び写真等を参考にして検査を行う。

(3) 週休二日の履行状況 [適用除外]

5 補修の指示 [読替無し]

6 修補期間

修補の完了が確認された場合は、その指示の日から補修完了の確認の日までの期間は、契約書第 34 条第 2 項に規定する期間に含めないものとする。

7 適用規定 [読替無し]

1-1-30 既済部分検査等

1 一般事項

受注者は、契約書第 41 条第 2 項の部分払の確認の請求を行った場合、又は、契約書第 42 条第 1 項の工事の完成の通知を行った場合は、既済部分に係わる検査を受けなければならない。

2 部分払いの請求

受注者は、契約書第 41 条に基づく部分払の請求を行うときは、前項の検査を受ける前に工事の出来高に関する資料を作成し、監督職員に提出しなければならない。

作成した電子データを電子媒体で提出しなければならない。

2 電子媒体の提出 [読替無し]

1-1-29 工事完成検査

1 工事完成通知書の提出

受注者は、契約書第 34 条第 1 項の完成通知書を作成し、監督職員を経由して発注者に提出しなければならない。

2 工事完成検査の要件

受注者は、工事完成通知書を監督職員に提出する際には、次の各号に掲げる要件をすべて満たさなければならない。

- (1) 設計図書（追加、変更指示も含む。）に示されるすべての工事が完成していること。
- (2) 契約書第 18 条第 1 項の規定に基づき、監督職員の請求した改造が完了していること。
- (3) 設計図書により義務付けられた工事記録写真、出来形管理資料、工事関係図及び工事報告書等の資料の整備がすべて完了していること。
- (4) 契約変更を行う必要が生じた工事においては、最終変更契約を発注者と締結していること。

3 検査日の通知

発注者は、工事検査に先立って受注者に対して検査日及び検査員名を通知するものとする。

4 検査内容

検査職員は、監督職員及び受注者の立会又は遠隔確認により、工事目的物を対象として契約図書と対比し、次の各号に掲げる検査を行うものとする。

- (1) 工事の目的物について、形状、寸法、精度、数量、品質、性能及び出来ばえの検査を行う。
- (2) 工事管理状況に関する書類、記録及び写真等を参考にして検査を行う。

[新設]

5 補修の指示 [読替無し]

6 修補期間

修補の完了が確認された場合は、その指示の日から補修完了の確認の日までの期間は、契約書第 34 条第 2 項に規定する期間に含めないものとする。

7 適用規定 [読替無し]

1-1-30 既済部分検査等

1 一般事項

受注者は、契約書第 41 条第 2 項の部分払の確認の請求を行った場合、又は、契約書第 42 条第 1 項の工事の完成の通知を行った場合は、既済部分に係わる検査を受けなければならない。

2 部分払いの請求

受注者は、契約書第 41 条に基づく部分払の請求を行うときは、前項の検査を受ける前に工事の出来高に関する資料を作成し、監督職員に提出しなければならない。

<p>3 検査内容  (1) 工事の出来形について、形状、寸法、精度、数量、品質、性能及び出来ばえの検査を行う。  (2) 工事管理状況に関する書類、記録及び写真等を参考にして検査を行う。  <u>(3) 週休二日の履行状況〔適用除外〕</u></p> <p>4 修補 ～ 6 検査日の通知〔読替無し〕</p> <p>7 中間前払金の請求  受注者は、契約書第 38 条の 2 に基づく中間前払金の請求を行うときは、認定を受ける前に履行報告書を作成し、監督職員に提出しなければならない。</p> <p>1-1-3-1 技術検査  〔適用除外〕</p> <p>1-1-3-2 部分使用  受注者は、発注者が契約書第36条の規定に基づく当該工事に係わる部分使用を行う場合、監督職員による品質及び出来形等の検査（確認を含む）を受けるものとする。</p> <p>1-1-3-3 施工管理  1 一般事項  受注者は、工事の施工に当たっては、施工計画書に示される作業手順に従い施工し、品質及び出来形が設計図書に適合するよう、施設機械工事等施工管理基準（農村第 2 2 7 号令和 4 年 9 月 1 6 日付け宮城県農政部長通知）により、十分な施工管理をしなければならない。  2 施工管理頻度、密度の変更〔読替無し〕  3 標示板の設置  受注者は、施工に先立ち工事現場又はその周辺の<u>一般通行人等が見えやすい</u>場所に、<u>工事目的、工事期間、工事種別</u>、発注者名、<u>施工者名、連絡先</u>、工事内容等を記載した標示板を設置し、工事完成後は速やかに標示板を撤去しなければならない。ただし、標示板の設置が困難な場合は、監督職員の承諾を得て省略することができる。  <u>なお、標示板については、本章 1-1-40 環境対策 10 に示す合法伐採木材等を使用すること。ただし、監督職員がやむを得ない理由があると認めた場合は、この限りではない。〔新設箇所適用除外〕</u></p> <p>4 施工管理体制の確立 ～ 11 品質記録〔読替無し〕</p> <p>12 工事情報共有化〔適用除外〕</p> <p>13 不具合等発生時の措置〔読替無し〕</p> <p>1-1-3-4 履行報告  受注者は、契約書第 12 条の規定に基づき、工事履行報告書を監督職員に提出しなければならない。</p> <p>1-1-3-5 工事関係者に対する措置請求 ～ 1-1-3-9 事故報告書〔読替無し〕</p>	<p>3 検査内容  (1) 工事の出来形について、形状、寸法、精度、数量、品質、性能及び出来ばえの検査を行う。  (2) 工事管理状況に関する書類、記録及び写真等を参考にして検査を行う。  <u>〔新設〕</u></p> <p>4 修補 ～ 6 検査日の通知〔読替無し〕</p> <p>7 中間前払金の請求  受注者は、契約書第 38 条の 2 に基づく中間前払金の請求を行うときは、認定を受ける前に履行報告書を作成し、監督職員に提出しなければならない。</p> <p>1-1-3-1 技術検査  〔適用除外〕</p> <p>1-1-3-2 部分使用  受注者は、発注者が契約書第36条の規定に基づく当該工事に係わる部分使用を行う場合、監督職員による品質及び出来形等の検査（確認を含む）を受けるものとする。</p> <p>1-1-3-3 施工管理  1 一般事項  受注者は、工事の施工に当たっては、施工計画書に示される作業手順に従い施工し、品質及び出来形が設計図書に適合するよう、施設機械工事等施工管理基準（農村第 2 2 7 号令和 4 年 9 月 1 6 日付け宮城県農政部長通知）により、十分な施工管理をしなければならない。  2 施工管理頻度、密度の変更〔読替無し〕  3 標示板の設置  受注者は、施工に先立ち工事現場又はその周辺の<u>一般通行人が見易い</u>場所に、<u>工事名、工期</u>、発注者名、<u>受注者名</u>、工事内容等を記載した標示板を設置し、工事完成後は速やかに標示板を撤去しなければならない。ただし、標示板の設置が困難な場合は、監督職員の承諾を得て省略することができる。  <u>〔新設〕</u></p> <p>4 施工管理体制の確立 ～ 11 品質記録〔読替無し〕</p> <p>12 工事情報共有化〔適用除外〕</p> <p>13 不具合等発生時の措置〔読替無し〕</p> <p>1-1-3-4 履行報告  受注者は、契約書第 12 条の規定に基づき、工事履行報告書を監督職員に提出しなければならない。</p> <p>1-1-3-5 工事関係者に対する措置請求 ～ 1-1-3-9 事故報告書〔読替無し〕</p>
---	--

1-1-40 環境対策

1 安全指針等の遵守 ～ 7 現場環境改善及び広報 [読替無し]

8 低騒音型・低振動型建設機械

受注者は、建設工事に伴う騒音振動対策指針（建設大臣官房技術参事官通達、昭和 62 年 3 月 30 日改正）によって低騒音型・低振動型建設機械を設計図書で使用を義務付けている場合には、低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程（国土交通省告示、平成 13 年 4 月 9 日改正）に基づき指定された建設機械を使用しなければならない。ただし、施工時期・現場条件等により一部機種の調達が必要な場合は、認定機種と同程度と認められる機種又は対策をもって協議することができる。

9 エネルギーの削減

受注者は省エネルギーの観点から、現場事務所や工事車両・機械などの電気、燃料の使用量の削減を積極的に推進するものとする。

10 特定調達品目 [読替無し]

受注者は、資材（材料及び機材を含む）、工法、建設機械又は目的物の使用に当たっては、環境物品等（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成 12 年法律第 100 号。「グリーン購入法」という。）第 2 条に規定する環境物品等をいう。）の使用を積極的に推進するものとする。

また、木材の使用に当たっては、「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成 28 年法律第 48 号。以下「クリーンウッド法」という。）」に基づき、我が国又は原産国の法令に適合して伐採された樹木を材料とする合法性が証明された木材（以下「合法伐採木材等」という。）を使用するものとする。〔新設箇所適用除外〕

(1) ～ (2) [読替無し]

1-1-41 文化財の保護 [読替無し]

1-1-42 交通安全管理

1 一般事項

受注者は、工事用運搬路として、公衆に供する道路を使用する時は、積載物の落下等により、路面を損傷し、あるいは汚損することのないようにするとともに、特に第三者に工事公害による損害を与えないようにしなければならない。

なお、第三者に工事公害による損害を及ぼした場合は、契約書第 30 条によって処置するものとする。

2 輸送災害の防止 [読替無し] ～ 12 作業船舶機械故障時の処理 [読替無し]

13 通行許可等

受注者は、建設機械、資材等の運搬に当たり、車両制限令（昭和 36 年政令第 265 号）第 3 条における一般的制限値を超える車両を通行させるときは、道路法第 47 条の 2 に基づく通行許可 又は道路法第 47 条の 10 に基づく通行可能経路の回答を得ていることを確認しなければならない。

1-1-40 環境対策

1 環境保全 ～ 7 特定特殊自動車の燃料 [読替無し]

8 低騒音型・低振動型建設機械

受注者は、建設工事に伴う騒音振動対策指針（建設大臣官房技術参事官通達、昭和 62 年 3 月 30 日改正）によって低騒音型・低振動型建設機械を設計図書で使用を義務付けている場合には、低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規定（国土交通省告示、平成 13 年 4 月 9 日改正）に基づき指定された建設機械を使用しなければならない。ただし、施工時期・現場条件等により一部機種の調達が必要な場合は、認定機種と同程度と認められる機種又は対策をもって協議することができる。

〔新設〕

9 特定調達品目 [読替無し]

受注者は、資材（材料及び機材を含む）、工法、建設機械又は目的物の使用に当たっては、環境物品等（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成 12 年法律第 100 号。「グリーン購入法」という。）第 2 条に規定する環境物品等をいう。）の使用を積極的に推進するものとする。

〔新設〕

(1) ～ (2) [読替無し]

1-1-41 文化財の保護 [読替無し]

1-1-42 交通安全管理

1 一般事項

受注者は、工事用運搬路として、公衆に供する道路を使用する時は、積載物の落下等により、路面を損傷し、あるいは汚損することのないようにするとともに、特に第三者に工事公害による損害を与えないようにしなければならない。

なお、第三者に工事公害による損害を及ぼした場合は、契約書第 30 条によって処置するものとする。

2 輸送災害の防止 [読替無し] ～ 12 施工計画書 [読替無し]

13 通行許可

受注者は、建設機械、資材等の運搬に当たり、車両制限令（昭和 36 年政令第 265 号）第 3 条における一般的制限値を超える車両を通行させるときは、道路法第 47 条の 2 に基づく通行許可を得ていることを確認しなければならない。

また、道路交通法施行令（昭和 35 年政令第 270 号）第 22 条における制限を超えて建設機械、資材等を積載して運搬するときは、道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 57 条に基づく許可を得ていることを確認しなければならない。

14 施工計画書〔読替無し〕

1-1-43 施設管理

受注者は、工事現場における公物（各種公益企業施設を含む。）又は部分使用施設（契約書第 36 条の適用部分）について、施工管理上、契約図書における規定の履行を以っても不都合が生ずるおそれがある場合には、その処置について監督職員と協議できる。なお、当該協議事項は契約書第 10 条の規定に基づき処理されるものとする。

1-1-44 諸法令の遵守

1 諸法令の遵守

受注者は、当該工事に関する諸法令を遵守し、工事の円滑な進捗を図るとともに、諸法令の適用、運用は受注者の責任において行わなければならない。

なお、主な法令は次に示すとおりであり、最新法令に則るものとする。

(1) 地方自治法

(昭和 22 年 法律第 67 号)

(2) ～ (82) 〔読替無し〕

(83) 毒物及び劇物取締法

(84) ～ (94) 〔読替無し〕

(95) 環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律 (令和 4 年 法律第 37 号)

2 法令違反の処置 〔読替無し〕

3 不適當な契約図書の処置 〔読替無し〕

1-1-45 官公庁への手続等 ～ 1-1-47 工事測量

〔読替無し〕

1-1-48 提出書類

1 一般事項 〔読替無し〕

2 設計図書に定めるもの

契約書第 10 条第 5 項に規定する「設計図書に定めるもの」とは、請負代金額に係わる請求書、代金代理受領承諾申請書、遅延利息請求書、監督職員に関する措置請求に係わる書類及びその他公示の際指定した書類をいう。

3 変更書類 ～ 6 サンプル等 〔読替無し〕

また、道路交通法施行令（昭和 35 年政令第 270 号）第 22 条における制限を超えて建設機械、資材等を積載して運搬するときは、道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 57 条に基づく許可を得ていることを確認しなければならない。

14 施工計画書〔読替無し〕

1-1-43 施設管理

受注者は、工事現場における公物（各種公益企業施設を含む。）又は部分使用施設（契約書第 36 条の適用部分）について、施工管理上、契約図書における規定の履行を以っても不都合が生ずるおそれがある場合には、その処置について監督職員と協議できる。なお、当該協議事項は契約書第 10 条の規定に基づき処理されるものとする。

1-1-44 諸法令の遵守

1 諸法令の遵守

受注者は、当該工事に関する諸法令を遵守し、工事の円滑な進捗を図るとともに、諸法令の適用、運用は受注者の責任において行わなければならない。

なお、主な法令は次に示すとおりであり、最新法令に則るものとする。

(1) 地方自治法

(昭和 22 年 法律第 67 号)

(2) ～ (82) 〔読替無し〕

(83) 毒物および劇物取締法

(84) ～ (94) 〔読替無し〕

〔新設〕

2 法令違反の処置 〔読替無し〕

3 不適當な契約図書の処置 〔読替無し〕

1-1-45 官公庁への手続等 ～ 1-1-47 工事測量

〔読替無し〕

1-1-48 提出書類

1 一般事項 〔読替無し〕

2 設計図書に定めるもの

契約書第 10 条第 5 項に規定する「設計図書に定めるもの」とは、請負代金額に係わる請求書、代金代理受領承諾申請書、遅延利息請求書、監督職員に関する措置請求に係わる書類及びその他公示の際指定した書類をいう。

3 変更書類 ～ 6 サンプル等 〔読替無し〕

1-1-49 不可抗力による損害

1 工事災害の報告

受注者は、災害発生後直ちに被害の詳細な状況を把握し、当該被害が契約書第31条の規定の適用を受けると思われる場合には、直ちに工事災害通知書により監督職員を通じて発注者に通知しなければならない。

2 設計図書で定めた基準

契約書第31条第1項に規定する「設計図書で基準を定めたもの」とは、以下の各号に掲げるものをいう。

(1)～(5)〔読替無し〕

3 その他

契約書第31条第2項に規定する「受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの」とは、設計図書及び契約書第28条に規定する臨機の措置を行ったと認められないもの及び災害の一因が施工不良等受注者の責によるとされるものをいう。

1-1-50 特許権等

1 一般事項

受注者は、特許権等を使用する場合、設計図書に特許権等の対象である旨明示が無く、その使用に関した費用負担を契約書第9条に基づき発注者に求める場合、権利を有する第三者と使用条件の交渉を行う前に、監督職員と協議しなければならない。

2 保全措置〔読替無し〕

3 著作権法に規定される著作物〔読替無し〕

1-1-51 保険の付保及び事故の補償 ～ 1-1-54 工事特性等への対応状況の報告  
〔読替無し〕

1-1-55 週休二日の対応

- 1 受注者は、週休二日に取り組み、その実施内容を監督職員に報告しなければならない。
- 2 受注者は、原則「現場閉所型」による4週8休以上の休日を確保すること。ただし、工期や現場条件の制約等により現場閉所を行うことが困難な工事については、発注者との協議により、「交替制」による4週8休以上の休日の確保に努めなければならない。

1-1-56 石綿使用の有無

受注者は、建築物・工作物等の解体・改修工事を行う際、石綿（アスベスト）の使用の有無の「事前調査」を行わなければならない。石綿障害予防規則に基づく一定規模以上の工事にあつては「事前

1-1-49 不可抗力による損害

1 工事災害の報告

受注者は、災害発生後直ちに被害の詳細な状況を把握し、当該被害が契約書第31条の規定の適用を受けると思われる場合には、直ちに工事災害通知書により監督職員を通じて発注者に通知しなければならない。

2 設計図書で定めた基準

契約書第31条第1項に規定する「設計図書で基準を定めたもの」とは、以下の各号に掲げるものをいう。

(1)～(5)〔読替無し〕

3 その他

契約書第31条第2項に規定する「受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの」とは、設計図書及び契約書第28条に規定する臨機の措置を行ったと認められないもの及び災害の一因が施工不良等受注者の責によるとされるものをいう。

1-1-50 特許権等

1 一般事項

受注者は、特許権等を使用する場合、設計図書に特許権等の対象である旨明示が無く、その使用に関した費用負担を契約書第9条に基づき発注者に求める場合、権利を有する第三者と使用条件の交渉を行う前に、監督職員と協議しなければならない。

2 保全措置〔読替無し〕

3 著作権法に規定される著作物〔読替無し〕

1-1-51 保険の付保及び事故の補償 ～ 1-1-54 工事特性等への対応状況の報告  
〔読替無し〕

〔新設〕

〔新設〕

調査結果の報告」を所轄労働基準監督署に届出を行わなければならない。また、大気汚染防止法に基づき、特定粉じん発生施設を設置しようとするときは、都道府県知事に届出を行わなければならない。

## 第2章 機器及び材料

### 第1節 通則

#### 2-1-1 一般事項～2-1-4 見本又は資料の提出

〔読替無し〕

#### 2-1-5 県内産製品の優先使用

受注者は、工事に使用する資材等において、規格、品質、価格等が適当である場合、県内産製品の優先使用に努めるものとする。

県内産製品とは、以下のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 県内で産出、生産、製造又は加工された建設資材又は製品等。
- (2) 県内に本社・本店を置く取扱業者から調達した建設資材又は製品等。

## 第3章 共通施工

### 第1節 ～ 第8節

〔読替無し〕

### 第9節 配管

#### 3-9-1 一般事項

〔読替無し〕

#### 3-9-2 地中配管

##### 1 一般事項

地中埋設の油配管はステンレス鋼管を標準とし、土質条件等を考慮して選定する。炭素鋼鋼管を使用する場合は、昭和49年自治省告示第99号（危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示）第3条に規定する塗覆装を行うものとする。

- 2 衝撃防護 〔読替無し〕
- 3 ねじ接合 〔読替無し〕
- 4 地中配管 〔読替無し〕

#### 3-9-3 ～ 3-9-4

〔読替無し〕

### 第10節 ～ 第13節

## 第2章 機器及び材料

### 第1節 通則

#### 2-1-1 一般事項～2-1-4 見本又は資料の提出

〔読替無し〕

#### 2-1-5 県内産製品の優先使用

受注者は、工事に使用する資材等において、規格、品質、価格等が適当である場合、県内産製品の優先使用に努めるものとする。

県内産製品とは、以下のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 県内で産出、生産、製造又は加工された建設資材又は製品等。
- (2) 県内に本社・本店を置く取扱業者から調達した建設資材又は製品等。

## 第3章 共通施工

### 第1節 ～ 第8節

〔読替無し〕

### 第9節 配管

#### 3-9-1 一般事項

〔読替無し〕

#### 3-9-2 地中配管

##### 1 一般事項

地中埋設の油配管はステンレス鋼管を標準とし、土質条件等を考慮して選定する。炭素鋼鋼管を使用する場合は、昭和49年自治省告示第99号（危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示）第3条に規定する塗覆装を行うものとする。

- 2 衝撃防護 〔読替無し〕
- 3 ねじ接合 〔読替無し〕
- 4 地中配管 〔読替無し〕

#### 3-9-3 ～ 3-9-4

〔読替無し〕

### 第10節 ～ 第13節

<p>〔読替無し〕</p> <p>第4章 水門施設 第1節 ～ 第6節 〔読替無し〕</p> <p>第7節 操作制御設備及び電源設備 4-7-1 ～ 4-7-6 〔読替無し〕</p> <p>4-7-7 予備品 予備品は、操作制御設備及び電源設備に対して次の予備品のうち当該設備で使用した機器等を納入するものとする。 (1) ランプ、制御回路ヒューズ(設置している場合) 現用の10% (最低1個) (2) LEDランプ 現用各種毎に1個 (3) 補助リレー類 現用各種毎に1個 (4) 電力ヒューズ(設置している場合) 現用各種毎に1組(三相分) (5) 予備品箱 1式</p> <p>第5章 ゴム引布製起伏堰設備 〔読替無し〕</p> <p>第6章 用排水ポンプ設備 第1節 通則 6-1-1 ～ 6-1-3 〔読替無し〕</p> <p>6-1-4 銘板 1 一般事項〔読替無し〕 2 銘板の仕様〔読替無し〕 銘板は、JIS Z 8304(銘板の設計基準)に準ずるものとし、仕様は表 6-1-1 を標準とする。</p> <p>6-1-5 ～ 6-1-6 〔読替無し〕</p> <p>第2節 主ポンプ 6-2-1 一般事項</p>	<p>〔読替無し〕</p> <p>第4章 水門施設 第1節 ～ 第6節 〔読替無し〕</p> <p>第7節 操作制御設備及び電源設備 4-7-1 ～ 4-7-6 〔読替無し〕</p> <p>4-7-7 予備品 予備品は、操作制御設備及び電源設備に対して次の予備品のうち当該設備で使用した機器等を納入するものとする。 (1) ランプ、制御回路ヒューズ(設置している場合) 現用の10% (最低1個) (2) LEDランプ 現用各種毎に1個 (3) 補助リレー類 現用各種毎に1個 (4) 電力ヒューズ(設置している場合) 現用各種毎に1組(三相分) (5) 予備品箱 1式</p> <p>第5章 ゴム引布製起伏堰設備 〔読替無し〕</p> <p>第6章 用排水ポンプ設備 第1節 通則 6-1-1 ～ 6-1-3 〔読替無し〕</p> <p>6-1-4 銘板 1 一般事項〔読替無し〕 2 銘板〔読替無し〕 銘板は、JIS Z 8304(銘板の設計基準)に準ずるものとし、仕様は表 6-1-1 を標準とする。</p> <p>6-1-5 ～ 6-1-6 〔読替無し〕</p> <p>第2節 主ポンプ 6-2-1 一般事項</p>
---	--



- 1 主ポンプ設備の仕様〔読替無し〕
- 2 主ポンプ設備の設計
  - (1)〔読替無し〕
  - (2) 主ポンプの構造は、その用途に適し連続運転に耐える堅牢なもので、運転上支障となる空気流入などの現象が発生しないものとする。〔読替無し〕  
また、点検等が容易なものでなければならない。〔読替無し〕
  - (3) 主ポンプ設備は、流水による管路損失が少なく、耐摩耗性、耐食性に優れているとともに、内外面とも平滑な面を有し欠陥があってはならない。〔読替無し〕
  - (4) 主ポンプ設備の状態監視保全の観点から、陸上ポンプにおいては、運転時に、主ポンプ主軸の振動(軸変位)を計測可能な構造とする。〔読替無し〕

#### 6-2-2 立軸(軸流・斜流・渦巻)ポンプ

- 1~7 〔読替無し〕
- 8 ポンプスラスト軸受〔読替無し〕  
ポンプ羽根車推力をポンプで支持する場合は、減速機又は原動機との軸継手は、たわみ軸継手又は自在継手を用いるものとし、ポンプスラスト軸受は、吐出エルボにスラスト軸受台を設け、回転体の軸方向位置の調整が可能なものとする。また、減速機又は原動機等で支持する場合には、固定軸継手を用い、中間スペーサや調節リング等で軸の縦方向位置を調節可能な構造とするものとする。
- 9 水中軸受  
水中軸受は、次によるものとする。  
(1) 水中軸受は、無注水形軸受とする。〔読替無し〕  
(2)~(3) 〔読替無し〕
- 10 軸封装置 〔読替無し〕
- 11 付属品  
受注者は、主ポンプ1台に対して次のものを具備するものとする。  
ただし、構造上、明らかに不必要なものについてはこの限りではない。  
なお、これによらない場合は、設計図書によるものとする。  
(1)~(9) 〔読替無し〕  
(10) 小配管、小弁類等 1台分〔読替無し〕  
(11) 〔読替無し〕
- 12 予備品  
受注者は、1台のポンプに対し次に示す部品のうち当該設備に使用した部品を予備品として納入しなければならない。〔読替無し〕  
(1)〔読替無し〕

- 1 主ポンプ設備の仕様〔読替無し〕
- 2 主ポンプ設備の設計
  - (1)〔読替無し〕
  - (2) ポンプの構造は、その用途に適し連続運転に耐える堅牢なもので、運転上支障となる空気流入などの現象が発生しないものとする。〔読替無し〕  
また、点検等が容易なものでなければならない。〔読替無し〕
  - (3) ポンプ設備は、流水による管路損失が少なく、耐摩耗性、耐食性に優れているとともに、内外面とも平滑な面を有し欠陥があってはならない。〔読替無し〕
  - (4) 主ポンプ設備の状態監視保全の観点から、運転時に、水中モータポンプ以外においては、主ポンプ主軸の振動(軸変位)を計測可能な構造とする。〔読替無し〕

#### 6-2-2 立軸(軸流・斜流・渦巻)ポンプ

- 1~7 〔読替無し〕
- 8 ポンプスラスト軸受〔読替無し〕  
ポンプ羽根車推力を、ポンプで支持する場合は、減速機及び原動機とポンプとの軸継手には、たわみ軸継手又は自在継手を用い、ポンプスラスト軸受は、吐出エルボにスラスト軸受台を設け、回転体の軸方向位置の調整が可能なものとする。また、減速機又は原動機等で支持する場合には、固定軸継手を用い、中間スペーサや調節リング等で軸の縦方向位置を調節可能な構造とするものとする。
- 9 水中軸受  
水中軸受は、次によるものとする。  
(1) 水中軸受は、無注水形軸受(セラミック軸受等)とする。〔読替無し〕  
(2)~(3) 〔読替無し〕
- 10 軸封装置 〔読替無し〕
- 11 付属品  
受注者は、主ポンプ1台に対して次のものを具備するものとする。  
ただし、構造上、明らかに不必要なものについてはこの限りではない。  
なお、これによらない場合は、設計図書によるものとする。  
(1)~(9) 〔読替無し〕  
(10) 小配管、小弁類 1台分〔読替無し〕  
(11) 〔読替無し〕
- 12 予備品  
受注者は、主ポンプ1台に対して次に示す部品のうち当該設備に使用した部品を予備品として納入しなければならない。〔読替無し〕  
(1)〔読替無し〕

6-2-3 横軸(軸流・斜流)ポンプ  
 1～8 〔読替無し〕  
 9 予備品  
 受注者は、1台のポンプに対し次に示す部品のうち当該設備に使用した部品を予備品として納入しなければならない。〔読替無し〕  
 (1) 軸封水用パッキン 1台分〔読替無し〕  
 (2) 自動グリスポンプ用ベルト 1台分〔読替無し〕

6-2-4 横軸(渦巻)ポンプ  
 1 〔読替無し〕  
 2 ケーシング〔読替無し〕  
両吸込の場合は、ケーシングは軸芯面で上下に2分割できる構造とする。  
 また、ケーシング上部に満水検知器、軸封水管、計器用スタンド座、吊手等を設け、ケーシング下部には、水平吸込口、水平吐出口、据付用脚・軸受箱、ドレン管等を設けるものとする。  
 3 〔読替無し〕  
 4 主軸及び主軸継手〔読替無し〕  
 主軸及び主軸継手は、動力伝達、危険速度、たわみ等を考慮した必要な強度を有するものにする。  
 5～7 〔読替無し〕  
 8 予備品 〔読替無し〕  
 受注者は、1台のポンプに対し次に示す部品のうち当該設備に使用した部品を予備品として納入しなければならない。  
 (1) 軸封部用パッキン 1台分  
 (2) (略)

6-2-5 水中モータポンプ(渦巻形)  
 1 ケーシング 〔読替無し〕  
 ポンプケーシングは、吸込ケーシング及び渦巻きケーシングで構成し、内部圧力及び振動に対し十分な強度を有するものとする。  
 また、ケーシング上部には水中モータ取付け用座を設けるとともに、メカニカルシール室及び給油口を設けるものとする。  
 さらに、ケーシング内に浸水検知器を設置する独立した浸水溜まり室を設け、万一メカニカルシールが破損した場合でも、モータフレーム内に浸水する前に検知できる構造とする。  
 2 羽根車 〔読替無し〕  
 羽根車は、軸流又は斜流羽根で、強固な構造を持つこと。また、釣合いを取るとともに、表面を滑

6-2-3 横軸(軸流・斜流)ポンプ  
 1～8 〔読替無し〕  
 9 予備品  
 受注者は、主ポンプ1台に対して次に示す部品のうち当該設備に使用した部品を予備品として納入しなければならない。〔読替無し〕  
 (1) 軸封水用パッキン (同一口径、同一形状ごと) 1台分〔読替無し〕  
 (2) 自動グリスポンプ用ベルト (同一口径、同一形状ごと) 1台分〔読替無し〕

6-2-4 横軸(渦巻)ポンプ  
 1 〔読替無し〕  
 2 ケーシング〔読替無し〕  
両吸い込みの場合は、ケーシングは軸芯面で上下に2分割できる構造とする。  
 また、ケーシング上部に満水検知器、軸封水管、計器用スタンド座、吊手等を設け、ケーシング下部には、水平吸込口、水平吐出口、据付用脚・軸受箱、ドレン管等を設けるものとする。  
 3 〔読替無し〕  
 4 主軸及び主軸継手〔読替無し〕  
 主軸及び主軸継手は、動力伝達、危険速度、たわみ等を考慮した必要な強度を有するものにするものとする。  
 5～7 〔読替無し〕  
 8 予備品 〔読替無し〕  
 受注者は、主ポンプ1台に対して次に示す部品のうち当該設備に使用した部品を予備品として納入しなければならない。  
 (1) 軸封部用パッキン (同一口径、同一形状毎) 1台分  
 (2) (略)

6-2-5 水中モータポンプ(渦巻形)  
 1 ケーシング 〔読替無し〕  
 ポンプケーシングは、吸込ケーシング及び渦巻きケーシングで構成し、内部圧力及び振動に対し十分な強度を有するものとする。  
 また、ケーシング上部には水中モータ取付け用座を設けるとともに、メカニカルシール室及び給油口を設けるものとする。  
 さらに、ケーシング内に浸水検知器を設置する独立した浸水溜まり室を設け、万一メカニカルシールが破損した場合した場合でも、モータフレーム内に浸水する前に検知できる構造とする。  
 2 羽根車 〔読替無し〕  
 羽根車は、軸流又は斜流羽根で、強固な構造を持つこと。又釣合いを取るとともに、表面を滑らか

らかに仕上げるものとする。

なお、羽根の枚数は、回転機械一剛性ロータの釣合い良さ(JIS B 0905)釣り合いの観点から2枚以上とする。

3 結合方法及び構造 [読替無し]

4 水中モータポンプの着脱 [読替無し]

着脱曲胴から垂直に設置された2本のガイドパイプに添って吊り降ろすことによって、自動的に定位置に据付けられる構造とする。

着脱曲胴とポンプの接合面は、ポンプの自重によってシールされるものとし、接合面はメタルタッチとする。

5～10 [読替無し]

11 保護装置

水中ポンプには次の各項目に対し適切な保護装置を設けるとともに、必要に応じて警報表示が可能な構造とする。

(1)～(2) [読替無し]

(3) その他必要なもの [読替無し]

12 [読替無し]

13 予備品 [読替無し]

受注者は、1台のポンプに対し次に示す部品のうち当該設備に使用した部品を予備品として納入しなければならない。

(1) [読替無し]

6-2-6 水中モータポンプ (コラム形)

1～9 [読替無し]

10 軸受

軸受は、回転部重量及び水カスラスト荷重に対しても強度を有するとともに、連続運転にも耐え、円滑な運転ができるものとする。

11 [読替無し]

12 保護装置

水中モータポンプには次の各項目に対し適切な保護装置を設けるとともに、必要に応じて警報表示が可能な構造とする。

(1)～(2) [読替無し]

(3) その他必要なもの [読替無し]

13～14 [読替無し]

に仕上げるものとする。

なお、羽根の枚数は、回転機械一剛性ロータの釣合い良さ(JIS B 0905)釣り合いの観点から2枚以上とする。

3 結合方法及び構造 [読替無し]

4 水中モータポンプの着脱 [読替無し]

渦巻きポンプの場合は、着脱曲胴から垂直に設置された2本のガイドパイプに添って吊り降ろすことによって、自動的に定位置に据付けられる構造とする。

着脱曲胴とポンプの接合面は、ポンプの自重によってシールされるものとし、接合面はメタルタッチとする。

5～10 [読替無し]

11 保護装置

水中ポンプには次の各項目に対し適切な保護装置を設けるとともに、必要に応じて警報表示が可能な構造とする。

(1)～(2) [読替無し]

(3) 過電流

(4) その他必要なもの [読替無し]

12 [読替無し]

13 予備品 [読替無し]

受注者は、主ポンプ1台に対して次に示す部品のうち当該設備に使用した部品を予備品として納入しなければならない。

(1) [読替無し]

6-2-6 水中モータポンプ (コラム形)

1～9 [読替無し]

10 軸受

軸受は、回転部重量及び水カスラスト荷重に対しても強度を有するとともに、連続運転にも耐え、円滑な運転ができるものとする。

11 [読替無し]

12 保護装置

水中モータポンプには次の各項目に対し適切な保護装置を設けるとともに、必要に応じて警報表示が可能な構造とする。

(1)～(2) [読替無し]

(3) 過電流 [読替無し]

(4) その他必要なもの [読替無し]

13～14 [読替無し]

<p>6-2-7 水中モータポンプ(ポンプゲート形)  1~9 〔読替無し〕  10 軸受 〔読替無し〕  軸受は、回転部重量及び水カスラスト荷重に対しても強度を有するとともに、連続運転にも耐え、円滑な運転ができるものとする。  11 〔読替無し〕  12 保護装置  水中モータポンプには次の各項目に対し適切な保護装置を設けるとともに、必要に応じて警報表示が可能な構造とする。  (1) 浸水検知器  (2) 温度上昇検出装置  <u>(3) その他必要なもの</u>    13・14 (略)</p> <p>第3節 吸吐出管  6-3-1 一般事項 〔読替無し〕    6-3-2 吸込管  1 〔読替無し〕  2 配管  配管は空気だまりができないような形状とし、ポンプに向かって 1/50~1/100 の上り勾配となるよう配管するものとするが、やむを得ず空気だまりができる部分は排気できる構造とする。〔読替無し〕  3 〔読替無し〕    6-3-3 ~ 6-3-4  〔読替無し〕</p> <p>第4節 主配管用弁類  〔読替無し〕</p> <p>第5節 主ポンプ用原動機  6-5-1 ~ 6-5-3  〔読替無し〕</p>	<p>6-2-7 水中モータポンプ(ポンプゲート形)  1~9 〔読替無し〕  10 軸受 〔読替無し〕  軸受は、回転部重量及び水カスラスト荷重に対しても強度を有するとともに、連続運転にも耐え、円滑な運転ができるものとする。  11 〔読替無し〕  12 保護装置  水中モータポンプには次の各項目に対し適切な保護装置を設けるとともに、必要に応じて警報表示が可能な構造とする。  (1) 浸水検知器  (2) 温度上昇検出装置  <u>(3) 過電流</u>  (4) その他必要なもの  13・14 (略)</p> <p>第3節 吸吐出管  6-3-1 一般事項 〔読替無し〕    6-3-2 吸込管  1 〔読替無し〕  2 配管  配管は空気だまりができないような形状とし、ポンプに向かって 1/50~1/100 の上り勾配となるよう配管<u>と</u>するものとするが、やむを得ず空気だまりができる部分は排気できる構造とする。〔読替無し〕  3 〔読替無し〕    6-3-3 ~ 6-3-4  〔読替無し〕</p> <p>第4節 主配管用弁類  〔読替無し〕</p> <p>第5節 主ポンプ用原動機  6-5-1 ~ 6-5-3  〔読替無し〕</p>
--	---

<p>6-5-4 電動機（水中ポンプ用は除く）</p> <p>1～2 〔読替無し〕</p> <p>3 軸受 〔読替無し〕</p> <p>軸受は、すべり軸受又はころがり軸受とし、予想される運転中の最大荷重・振動等に対し<u>耐え得る</u>ものとする。</p> <p>なお、スラスト荷重を電動機で受ける場合は、荷重条件に適したものとする。</p> <p>4～8 〔読替無し〕</p> <p>第6節 動力伝達装置</p> <p>6-6-1 遠心クラッチ</p> <p>1 遠心クラッチの構造</p> <p>(1)～(4) 〔読替無し〕</p> <p>(5) 遠心クラッチの手動レバーが振動等により容易に移動することのないように<u>するとともに</u>、ロック装置を有したものとし、操作力は100N以下とする。</p> <p>また、危険な回転部分には安全カバーを設けるものとする。</p> <p>2 〔読替無し〕</p> <p>6-6-2 ～ 6-6-3 〔読替無し〕</p> <p>第7節 減速機</p> <p>6-7-1 ～ 6-7-2 〔読替無し〕</p> <p>6-7-3 <u>遊星</u>歯車減速機</p> <p>1～2 〔読替無し〕</p> <p>6-7-4 ～ 6-7-6 〔読替無し〕</p> <p>第8節 系統機器設備</p> <p>6-8-1 一般事項</p> <p>1～3 〔読替無し〕</p> <p>4 危険分散</p> <p>複数台の主ポンプ及び自家発電設備の運転に共通に使用される<u>共通系統機器</u>については、危険分散を考慮し、重要度により予備機を設けるかバックアップ機能を有した構造とする。</p> <p>6-8-2 満水(呼水)系統設備</p>	<p>6-5-4 電動機（水中ポンプ用は除く）</p> <p>1～2 〔読替無し〕</p> <p>3 軸受 〔読替無し〕</p> <p>軸受は、すべり軸受又はころがり軸受とし、予想される運転中の最大荷重・振動等に対し<u>耐えうる</u>ものとする。</p> <p>なお、スラスト荷重を電動機で受ける場合は、荷重条件に適したものとする。</p> <p>4～8 〔読替無し〕</p> <p>第6節 動力伝達装置</p> <p>6-6-1 遠心クラッチ</p> <p>1 遠心クラッチの構造</p> <p>(1)～(4) 〔読替無し〕</p> <p>(5) 遠心クラッチの手動レバーが振動等により容易に移動することのないように<u>するものとし</u>、ロック装置を有したものとし、操作力は100N以下とする。</p> <p>また、危険な回転部分には安全カバーを設けるものとする。</p> <p>2 〔読替無し〕</p> <p>6-6-2 ～ 6-6-3 〔読替無し〕</p> <p>第7節 減速機</p> <p>6-7-1 ～ 6-7-2 〔読替無し〕</p> <p>6-7-3 <u>遊</u>歯車減速機 〔読替無し〕</p> <p>1～2 〔読替無し〕</p> <p>6-7-4 ～ 6-7-6 〔読替無し〕</p> <p>第8節 系統機器設備</p> <p>6-8-1 一般事項</p> <p>1～3 〔読替無し〕</p> <p>4 危険分散</p> <p>複数台の主ポンプ及び自家発電設備の運転に共通に使用される<u>共通系統(補助)機器</u>については、危険分散を考慮し、重要度により予備機を設けるかバックアップ機能を有した構造とする。</p> <p>6-8-2 満水(呼水)系統設備</p>
---	---

## 1 満水(呼水)系統設備の構造

満水(呼水)系統設備は、気密性に優れたものとし、主ポンプを必要時間内で満水可能な容量とする。

また、満水時間は極力短いことが望ましく、真空ポンプ吸込及び吐出管の呼び水時間が5分以内となる容量とする。ただし、吸込管、吐出管が長い場合及び口径 2,000mm 以上のポンプ等で充水量が多い場合は、電動機容量等を考慮し呼び水時間は10分以内とする。

## 2 真空ポンプ

(1) [読替無し]

(2) 付属品は、真空ポンプ1台に対して次のものを具備するものとする。

ただし、構造上、明らかに不必要なものについてはこの限りではない。

なお、これによらない場合は、設計図書によるものとする。

① ～⑥ [読替無し]

3 [読替無し]

## 6-8-3 給水系統設備

1～3 [読替無し]

## 4 水槽類

(1) 一般事項

① [読替無し]

② 付属品は、水槽1基に対して次のものを具備するものとする。

ただし、構造上、明らかに不必要なものについてはこの限りではない。

なお、これによらない場合は、設計図書によるものとする。

ア～ク [読替無し]

(2)～(3) [読替無し]

## 5 水処理装置

(1) [読替無し]

(2) オートストレーナ [読替無し]

オートストレーナは、ごみを除去する場合に用いるもので逆洗浄できる構造とし、バイパス配管及びバルブを設けるものとする。

(3)～(4) [読替無し]

## 6-8-4 燃料系統設備

### 1 一般事項

(1) 燃料系統設備は、燃料移送ポンプ、燃料貯油槽、燃料小出槽等で構成するものとする。

①燃料貯油槽は、危険物関係法令(消防法、政令、都道府県市町村条例等)を遵守して設置するものとする。[読替無し]

## 1 満水(呼水)系統設備の構造

満水(呼水)系統設備は、気密性に優れたものとし、主ポンプを必要時間内で満水可能な容量とする。

また、満水時間は極力短いことが望ましく、真空ポンプ吸込及び吐出し管の呼び水時間が5分以内となる容量とする。ただし、吸込管、吐出管が長い場合及び口径 2,000mm 以上のポンプ等で充水量が多い場合は、電動機容量等を考慮し呼び水時間は10分以内とする。

## 2 真空ポンプ

(1) [読替無し]

(2) 受注者は、付属品として、真空ポンプ1台に対して次のものを具備するものとする。

ただし、構造上、明らかに不必要なものについてはこの限りではない。

なお、これによらない場合は、設計図書によるものとする。

① ～⑥ [読替無し]

3 [読替無し]

## 6-8-3 給水系統設備

1～3 [読替無し]

## 4 水槽類

(1) 一般事項

① [読替無し]

② 受注者は、付属品として、水槽1基に対して次のものを具備するものとする。

ただし、構造上、明らかに不必要なものについてはこの限りではない。

なお、これによらない場合は、設計図書によるものとする。

ア～ク [読替無し]

(2)～(3) [読替無し]

## 5 水処理装置

(1) [読替無し]

(2) オートストレーナ [読替無し]

オートストレーナは、ゴミを除去する場合に用いるもので逆洗浄できる構造とし、バイパス配管及びバルブを設けるものとする。

(3)～(4) [読替無し]

## 6-8-4 燃料系統設備

### 1 一般事項

(1) 燃料系統設備は、燃料移送ポンプ、燃料貯油槽、燃料小出槽等で構成するものとする。

①燃料貯油槽は、地下式、屋外式、屋内式等に分類され、危険物関係法令(消防法、政令、都道府県市町村条例等)を遵守して設置するものとする。[読替無し]

② 〔読替無し〕

2 地下式燃料貯油槽

(1)～(2) 〔読替無し〕

(3) タンク（圧力タンク以外）に無弁通気管を設けるものとし、通気管の直径は 30mm 以上とする。先端は屋外にあって地上 4m 以上の高さとし、かつ建築物の窓、出入口等の開口部から 1m 以上離し、水平より下に 45 度以上曲げ雨水の浸入を防ぎ、銅網等による引火防止装置を設けるものとする。〔読替無し〕

(4) 〔読替無し〕

(5) 付属品は、地下式燃料貯油槽 1 基に対して次のものを具備するものとする。  
ただし、構造上、明らかに不必要なものについてはこの限りではない。  
なお、これによらない場合は、設計図書によるものとする。〔読替無し〕

①～⑬ 〔読替無し〕

3 屋外式燃料貯油槽

(1)～(2) 〔読替無し〕

(3) タンク（圧力タンク以外）に無弁通気管を設けるものとし、通気管の直径は 30mm 以上とする。先端は屋外にあって地上 4m 以上の高さとし、かつ建築物の窓、出入口等の開口部から 1m 以上離し、水平より下に 45 度以上曲げ雨水の浸入を防ぎ、銅網等による引火防止装置を設けるものとする。〔読替無し〕

(4) 〔読替無し〕

(5) 配管に不同沈下や地震等によりタンクとの結合部分に損傷を与えないよう可とう伸縮継手等を設けるものとする。  
なお、タンクの弁は鋳鋼製又は同等品以上とする。〔読替無し〕

(6)～(9) 〔読替無し〕

4 屋内式燃料貯油槽

(1)～(6) 〔読替無し〕

(7) 配管は鋼製その他金属管とし、不同沈下や地震等によりタンクとの結合部に損傷を与えないよう可とう伸縮継手等を設けるものとする。

(8)～(12) 〔読替無し〕

5 〔読替無し〕

6 燃料小出槽

(1) 〔読替無し〕

(2) 配管は、不同沈下、地震等による破裂、損傷のないよう、隔壁の通過部及び貯油槽との結合部等に可とう伸縮継手等を設置する。

(3)～(4) 〔読替無し〕

② 〔読替無し〕

2 地下式燃料貯油槽

(1)～(2) 〔読替無し〕

(3) タンク（圧力タンク以外）に無弁通気管を設けるものとし、通気管の直径は 30mm 以上とする。先端は屋外にあっては地上 4.0m 以上の高さとし、かつ建築物の窓、出入口の開口部から 1m 以上離し、水平より下に 45 度以上曲げ雨水の浸入を防ぎ、銅網等による引火防止装置を設けるものとする。〔読替無し〕

(4) 〔読替無し〕

(5) 受注者は、付属品として、地下式燃料貯油槽 1 基に対して次のものを具備するものとする。  
ただし、構造上、明らかに不必要なものについてはこの限りではない。  
なお、これによらない場合は、設計図書によるものとする。〔読替無し〕

①～⑬ 〔読替無し〕

3 屋外式燃料貯油槽

(1)～(2) 〔読替無し〕

(3) タンク（圧力タンク以外）に無弁通気管を設けるものとし、通気管の直径は 30mm 以上とする。先端は屋外にあって地上 4.0m 以上の高さとし、かつ建築物の窓、出入口の開口部から 1m 以上離し、水平より下に 45 度以上曲げ雨水の浸入を防ぎ、銅網等による引火防止装置を設けるものとする。〔読替無し〕

(4) 〔読替無し〕

(5) 配管に不等沈下や地震等によりタンクとの結合部分に損傷を与えないよう可とう伸縮継手等を設けるものとする。  
なお、タンクの弁は鋳鋼製又は同等品以上とする。〔読替無し〕

(6)～(9) 〔読替無し〕

4 屋内式燃料貯油槽

(1)～(6) 〔読替無し〕

(7) 配管は鋼製その他金属管とし、不等沈下や地震等によりタンクとの結合部に損傷を与えないよう可とう伸縮継手等を設けるものとする。

(8)～(12) 〔読替無し〕

5 〔読替無し〕

6 燃料小出槽

(1) 〔読替無し〕

(2) 配管は、不等沈下、地震等による破裂、損傷のないよう、隔壁の通過部及び貯油槽との結合部等に可とう伸縮継手等を設置する。

(3)～(4) 〔読替無し〕

<p>6-8-5 始動系統設備</p> <p>1 [読替無し]</p> <p>2 空気圧縮機</p> <p>(1) [読替無し]</p> <p>(2) <u>付属品は</u>、空気圧縮機1台に対して、次のものを具備するものとする。 ただし、構造上、明らかに不必要なものについてはこの限りではない。 なお、これによらない場合は、設計図書によるものとする。</p> <p>①～⑧ [読替無し]</p> <p>3 空気槽</p> <p><u>(1)</u> 空気槽1本の容量は、連続操作で3回以上始動可能なものとする。</p> <p><u>(2)</u> 空気槽の仕様は、設計図書による。</p>	<p>6-8-5 始動系統設備</p> <p>1 [読替無し]</p> <p>2 空気圧縮機</p> <p>(1) [読替無し]</p> <p>(2) <u>受注者は、付属品として</u>、空気圧縮機1台に対して、次のものを具備するものとする。 ただし、構造上、明らかに不必要なものについてはこの限りではない。 なお、これによらない場合は、設計図書によるものとする。</p> <p>①～⑧ [読替無し]</p> <p>3 空気槽</p> <p><u>(3)</u> 空気槽1本の容量は、連続操作で3回以上始動可能なものとする。</p> <p><u>(4)</u> 空気槽の仕様は、設計図書による。</p>
<p>6-8-6 ～ 6-8-7 [読替無し]</p>	<p>6-8-6 ～ 6-8-7 [読替無し]</p>
<p>第9節 監視操作制御設備及び電源設備</p>	<p>第9節 監視操作制御設備及び電源設備</p>
<p>6-9-1 ～ 6-9-2 [読替無し]</p>	<p>6-9-1 ～ 6-9-2 [読替無し]</p>
<p>6-9-3 監視操作制御設備</p> <p>1～4 [読替無し]</p> <p>5 動力供給機能</p> <p>(1) [読替無し]</p> <p>(2) 電動機の過負荷保護は、設計図書で明示のない場合は次によるものとする。 ①低圧電動機の場合は、過負荷継電器(サーマルリレー)とする。 なお、水中モータポンプ等の始動時間が短く、過負荷耐量の小さい電動機には、2E <u>又は</u> 3Eリレーを使用する。 ②高圧電動機の場合は、過電流継電器又は2E、<u>3Eリレーを使用する。</u></p> <p>③ [読替無し]</p> <p>(3)～(5) [読替無し]</p> <p>6 計測機能</p> <p>(1) [読替無し]</p> <p>(2) 受注者は、計装装置の設置位置について地形条件、施設の構造及び環境条件に配慮するものとし、検出部の特性劣化、防錆を考慮した<u>機器・材料</u>を選定し監督職員の承諾を得るものとする。 なお、設計図書で特に耐雷保護用の保安器の設置、耐雷性に優れた光ファイバーケーブルの採用</p>	<p>6-9-3 監視操作制御設備</p> <p>1～4 [読替無し]</p> <p>5 動力供給機能</p> <p>(1) [読替無し]</p> <p>(2) 電動機の過負荷保護は、設計図書で明示のない場合は次によるものとする。 ①低圧電動機の場合は、過負荷継電器(サーマルリレー)とする。 なお、水中モータポンプ等の始動時間が短く、過負荷耐量の小さい電動機には、2E <u>とし、移動式の場合</u>は3Eリレーを使用する。 ②高圧電動機の場合は、過電流継電器又は2E <u>リレーを基本に、形式に合わせ、他の過負荷防止装置と併用するものとする。</u></p> <p>③ [読替無し]</p> <p>(3)～(5) [読替無し]</p> <p>6 計測機能</p> <p>(1) [読替無し]</p> <p>(2) 受注者は、計装装置の設置位置について地形条件、施設の構造及び環境条件に配慮するものとし、検出部の特性劣化、防錆を考慮した<u>もの</u>を選定し監督職員の承諾を得るものとする。 なお、設計図書で特に耐雷保護用の保安器の設置、耐雷性に優れた光ファイバーケーブルの採用</p>



<p>について明示がある場合は、適切な機器を選択するものとする。</p> <p>①～② 〔読替無し〕</p> <p>7 〔読替無し〕</p> <p>8 遠方監視操作機能</p> <p>(1)～(2) 〔読替無し〕</p> <p>(3) 受注者は、遠方監視操作機能について設計図書に明示する以外は、次を基本として監督職員の承諾を<u>得る</u>ものとする。</p> <p>①～⑥ 〔読替無し〕</p> <p>(4) 遠方監視<u>操作機能</u>を設置する場合は、次の事項に留意するものとする。</p> <p>①～④ 〔読替無し〕</p> <p>6-9-4 ～ 6-9-5 〔読替無し〕</p> <p>第10節 角落し 〔読替無し〕</p> <p>第11節 天井クレーン</p> <p>6-11-1 一般事項</p> <p>1～4 〔読替無し〕</p> <p>5 地震時の落下防止対策 主桁及び巻上装置が、<u>地震時に外れ</u>、落下することのないよう、落下防止装置を設けるものとする。</p> <p>6-11-2 手動式天井クレーン</p> <p>1～6 〔読替無し〕</p> <p>7 付属品 〔読替無し〕 手動式天井クレーン1基<u>には</u>、次のうち設計図書に示されたものを具備するものとする。</p> <p>(1)～(5) 〔読替無し〕</p> <p>6-11-3 電動式天井クレーン</p> <p>1～9 〔読替無し〕</p> <p>10 付属品 〔読替無し〕 電動式天井クレーン1基<u>には</u>、次のうち設計図書に示されたものを具備するものとする。</p>	<p>について明示がある場合は、適切な機器を選択するものとする。</p> <p>①～② 〔読替無し〕</p> <p>7 〔読替無し〕</p> <p>8 遠方監視操作機能</p> <p>(1)～(2) 〔読替無し〕</p> <p>(3) 受注者は、遠方監視操作機能について設計図書に明示する以外は、次を基本として監督職員の承諾を<u>得て詳細設計する</u>ものとする。</p> <p>①～⑥ 〔読替無し〕</p> <p>(4) 遠方監視<u>操機能</u>を設置する場合は、<u>運用管理体制に配慮して、状況を的確に把握するためのセンサの配置計画を行うものとし</u>、次の事項に留意するものとする。</p> <p>①～④ 〔読替無し〕</p> <p>6-9-4 ～ 6-9-5 〔読替無し〕</p> <p>第10節 角落し 〔読替無し〕</p> <p>第11節 天井クレーン</p> <p>6-11-1 一般事項</p> <p>1～4 〔読替無し〕</p> <p>5 地震時の落下防止対策 主桁及び巻上装置が、<u>地震時により外れ</u>、落下することのないよう、落下防止装置を設けるものとする。</p> <p>6-11-2 手動式天井クレーン</p> <p>1～6 〔読替無し〕</p> <p>7 付属品 〔読替無し〕 <u>受注者は</u>、手動式天井クレーン1基<u>に対して</u>、次のうち設計図書に示されたものを具備するものとする。</p> <p>(1)～(5) 〔読替無し〕</p> <p>6-11-3 電動式天井クレーン</p> <p>1～9 〔読替無し〕</p> <p>10 付属品 〔読替無し〕 <u>受注者は</u>、電動式天井クレーン1基<u>に対して</u>、次のうち設計図書に示されたものを具備するものとする。</p>
--	---

<p>(1)～(9)〔読替無し〕</p> <p>第12節 据付</p> <p>6-12-1 据付準備</p> <p>1 事前確認及び調査等</p> <p>(1) <b>受注者は</b>、据付にあたり機器、部品等の有無を確認するとともに、輸送による破損箇所、不具合等の有無を点検するものとする。〔読替無し〕</p> <p>(2)〔読替無し〕</p> <p>6-12-2 据付作業</p> <p>1 据付高さ等の確認 〔読替無し〕</p> <p>据付にあたり据付基準点、副基準点、基準線等を基に、図面寸法により主ポンプその他各機器類の軸芯を通る中心線、据付高さ等の確認を行うものとする。</p> <p>また、主ポンプを複数台<b>据付ける</b>場合は、ポンプ相互の関連についても確認するものとする。</p> <p>2～3〔読替無し〕</p> <p>4 運搬方法の留意点</p> <p>受注者は、据付の精度確保上、輸送可能な限り大型ブロックに組立てた製品を現地へ運搬し、<b>据付ける</b>ものとする。 〔読替無し〕</p> <p>5～7〔読替無し〕</p> <p>8 維持管理性の配慮</p> <p>受注者は、主ポンプその他各機器類の据付に<b>当たり</b>、水抜き、油脂交換、排水、点検、保守が容易に行えるよう考慮するものとする。 〔読替無し〕</p> <p>9～14〔読替無し〕</p> <p>第7章 除塵設備</p> <p>第1節 通則</p> <p>7-1-1～7-1-4〔読替無し〕</p> <p>7-1-5 銘板</p> <p>1〔読替無し〕</p> <p>2 銘板〔読替無し〕</p> <p>銘板は、JIS Z 8304（銘板の設計基準）に準ずるものとし、仕様は下表を標準とする。</p>	<p>(1)～(9)〔読替無し〕</p> <p>第12節 据付</p> <p>6-12-1 据付準備</p> <p>1 事前確認及び調査等</p> <p>(1) 据付にあたり機器、部品等の有無を確認するとともに、輸送による破損箇所、不具合等の有無を点検するものとする。〔読替無し〕</p> <p>(2)〔読替無し〕</p> <p>6-12-2 据付作業</p> <p>1 据付高さ等の確認 〔読替無し〕</p> <p>据付にあたり据付基準点、副基準点、基準線等を基に、図面寸法により主ポンプその他各機器類の軸芯を通る中心線、据付高さ等の確認を行うものとする。</p> <p>また、主ポンプを複数台<b>据え付ける</b>場合は、ポンプ相互の関連についても確認するものとする。</p> <p>2～3〔読替無し〕</p> <p>4 運搬方法の留意点</p> <p>受注者は、<b>運搬は</b>据付の精度確保上、輸送可能な限り大型ブロックに組立てた製品を現地へ運搬し、<b>据付する</b>ものとする。 〔読替無し〕</p> <p>5～7〔読替無し〕</p> <p>8 維持管理性の配慮</p> <p>受注者は、主ポンプその他各機器類の据付に<b>際して</b>、水抜き、油脂交換、排水、点検、保守が容易に行えるよう考慮するものとする。 〔読替無し〕</p> <p>9～14〔読替無し〕</p> <p>第7章 除塵設備</p> <p>第1節 通則</p> <p>7-1-1～7-1-4〔読替無し〕</p> <p>7-1-5 銘板</p> <p>1〔読替無し〕</p> <p>2 銘板〔読替無し〕</p> <p>銘板は、JIS Z 8304（銘板の設計基準）に準ずるものとし、仕様は下表を標準とする。</p>
--	---

表 7-1-1 銘板 (単位: mm)

種類	エッチング <u>(凸式) 銘板</u> 又は機械彫刻式銘板
寸法	200×315(mm)、250×400(mm)、315×500(mm)、400×630(mm)
材質	黄銅板、 <u>青銅</u> 鋳物、ステンレス鋼板のいずれか

7-1-6 ~ 7-1-7 [読替無し]

## 第2節 除塵機

7-2-1 [読替無し]

7-2-2 バースクリーン

### 1 一般事項

(1) ~ (2) [読替無し]

(3) バースクリーンの傾斜角度は設計図書によるものとする。設計図書で特に示されていない場合、傾斜角度 ( $\theta$ ) は定置式除塵機で  $75^\circ$ 、手掻き式で  $45^\circ \sim 60^\circ$  を基本とし、監督職員の承諾を 得る ものとする。[読替無し]

(4) バースクリーン目幅は設計図書によるものとする。設計図書で特に示されていない場合は 20 mm から 150 mm の範囲で選定し、監督職員の承諾を 得る ものとする。[読替無し]

(5) [読替無し]

(6) バースクリーンは ひずみ を取り除いたスクリーンバーを等間隔に配置し、堅固にフレームへ固定するものとする。

なお、設計図書で特に示されていない限り、スクリーンバーの板厚は 9 mm 以上とするものとする。  
[読替無し]

7-2-3 レーキ形定置式除塵機

1 ~ 2 [読替無し]

### 3 ガイド、補助スクリーン

ガイド、補助スクリーンは、次によるものとする。

(1) ガイドは、形鋼、鋼板製とし、溶接又はボルトで組立て、ひずみ、曲がり等のないものとする。  
[読替無し]

(2) ~ (5) [読替無し]

### 4 エプロン

エプロンは、裏面に適切な補強を行い、ひずみ のないものでガイド及び桁材に強固に取付けるものとする。[読替無し]

表 7-1-1 銘板 (単位: mm)

種類	エッチング <u>銘板 (凸式銘板)</u> 又は機械彫刻銘板
寸法	200×315(mm)、250×400(mm)、315×500(mm)、400×630(mm)
材質	黄銅板 <u>又は</u> 青銅 鋳物、ステンレス鋼板のいずれか

7-1-6 ~ 7-1-7 [読替無し]

## 第2節 除塵機

7-2-1 [読替無し]

7-2-2 バースクリーン

### 1 一般事項

(1) ~ (2) [読替無し]

(3) バースクリーンの傾斜角度は設計図書によるものとする。設計図書で特に示されていない場合、傾斜角度 ( $\theta$ ) は定置式除塵機で  $75^\circ$ 、手掻き式で  $45^\circ \sim 60^\circ$  を基本とし、監督職員の承諾を 受け る ものとする。[読替無し]

(4) バースクリーン目幅は設計図書によるものとする。設計図書で特に示されていない場合は 20 mm から 150 mm の範囲で選定し、監督職員の承諾を 受け る ものとする。[読替無し]

(5) [読替無し]

(6) バースクリーンは 歪み を取り除いたスクリーンバーを等間隔に配置し、堅固にフレームへ固定するものとする。

なお、設計図書で特に示されていない限り、スクリーンバーの板厚は 9 mm 以上とするものとする。  
[読替無し]

7-2-3 レーキ形定置式除塵機

1 ~ 2 [読替無し]

### 3 ガイド、補助スクリーン

ガイド、補助スクリーンは、次によるものとする。

(1) ガイドは、形鋼、鋼板製とし、溶接又はボルトで組立て、歪み、曲がり等のないものとする。  
[読替無し]

(2) ~ (5) [読替無し]

### 4 エプロン

(1) エプロンは、裏面に適切な補強を行い、歪み のないものでガイド及び桁材に強固に取付けるものとする。[読替無し]

<p>5 レーキ及びレーキチェーン（レーキ形定置式）  レーキ形定置式におけるレーキ及びレーキチェーンは、次によるものとする。</p> <p>(1) レーキは、レーキチェーンに堅固に<u>取付け</u>、等間隔に配置するものとする。〔読替無し〕</p> <p>(2)～(4)〔読替無し〕</p> <p>6～11〔読替無し〕</p> <p>7-2-4～7-2-5〔読替無し〕</p> <p>第3節 搬送設備</p> <p>7-3-1〔読替無し〕</p> <p>7-3-2 ベルトコンベヤ</p> <p>1〔読替無し〕</p> <p>2 搬送設備  搬送設備の仕様は次によるものとする。</p> <p>(1) 水平ベルトコンベヤの仕様は、次によるものとする。〔読替無し〕</p> <p>①形式 <u>20°</u> トラフ形</p> <p>②～④〔読替無し〕</p> <p>(2)〔読替無し〕</p> <p>3 ベルトコンベヤ各部の構造〔読替無し〕  ベルトコンベヤ各部の構造は、次によるものとする。</p> <p>(1)～(4)〔読替無し〕</p> <p>(5) コンベヤフレームは、形鋼、鋼板製とし溶接又はボルトで結合し、据付面に取付<u>け</u>全荷重に対して耐えられる構造のものとする。  また、風圧等の外力に対しても考慮するものとする。〔読替無し〕</p> <p>(6)〔読替無し〕</p> <p>4 主要材料〔読替無し〕  ベルトコンベヤに使用する主要材料は、<u>設計図書</u>によるものとするほか適用する技術基準に準拠するものとする。</p> <p>5〔読替無し〕</p> <p>第4節 貯留設備</p> <p>7-4-1〔読替無し〕</p>	<p>5 レーキ及びレーキチェーン（レーキ形定置式）  レーキ形定置式におけるレーキ及びレーキチェーンは、次によるものとする。</p> <p>(1) レーキは、レーキチェーンに堅固に<u>取付</u>、等間隔に配置するものとする。〔読替無し〕</p> <p>(2)～(4)〔読替無し〕</p> <p>6～11〔読替無し〕</p> <p>7-2-4～7-2-5〔読替無し〕</p> <p>第3節 搬送設備</p> <p>7-3-1〔読替無し〕</p> <p>7-3-2 ベルトコンベヤ</p> <p>1〔読替無し〕</p> <p>2 搬送設備  搬送設備の仕様は次によるものを<u>標準</u>とする。</p> <p>(1) 水平ベルトコンベヤの仕様は、次によるものとする。〔読替無し〕</p> <p>①形式 <u>20°</u> トラフ形</p> <p>②～④〔読替無し〕</p> <p>(2)〔読替無し〕</p> <p>3 ベルトコンベヤ各部の構造〔読替無し〕  ベルトコンベヤ各部の構造は、次によるものとする。</p> <p>(1)～(4)〔読替無し〕</p> <p>(5) コンベヤフレームは、形鋼、鋼板製とし溶接又はボルトで結合し、据付面に取付全荷重に対して耐えられる構造のものとする。  また、風圧等の外力に対しても考慮するものとする。〔読替無し〕</p> <p>(6)〔読替無し〕</p> <p>4 主要材料〔読替無し〕  ベルトコンベヤに使用する主要材料は設計図書によるものとするほか適用する技術基準に準拠するものとする。</p> <p>5〔読替無し〕</p> <p>第4節 貯留設備</p> <p>7-4-1〔読替無し〕</p>
---	--

7-4-2 ホッパ

1 一般事項

(1) ~ (3) [読替無し]

(4) ホッパは、点検、保守を容易に行うための階段及び踊場を必要に応じて設けるものとする。

[読替無し]

(5) [読替無し]

(6) ホッパの排出ゲート開閉装置は設計図書によるものとする。設計図書で特に示されていない場合は屋外形の電動形パワーシリンダとする。[読替無し]

2 主要材料 [読替無し]

ホッパに使用する主要材料は、設計図書によるものとする。

3 [読替無し]

第5節 据付

7-5-1 [読替無し]

7-5-2 据付作業

1 一般事項

(1) 受注者は、据付に当たり据付基準点、副基準点、基準線等を基に、図面寸法により除塵機その他各機器類の軸芯を通る中心線、据付高さ等の確認を行うものとする。[読替無し]

(2) 副基準点を設定した場合は、据付完了後、移動又は変形しないよう強固な保護等を施すものとする。[読替無し]

(3) 受注者は据付機材の能力、据付場所による制約条件を考慮し、安全で経済的な工法を選定すること。特にクレーン等による吊り上げ、吊り下げは慎重に行い、ワイヤサイズの選定、ワイヤ掛けの位置、保護の方法にも注意し、機器に損傷を与えないように施工するものとする。[読替無し]

(4) [読替無し]

(5) 基礎部の施工は次によるものとする。

①あと施工アンカー工法は土木構造物に機器を取付け、アンカーボルト箇所の芯出しを行い、ハンマドリルなどで所定の径、深さに孔あけし、孔内の切粉をきれいに排出・清掃した後に、アンカーボルトを打込み機器を固定すること。[読替無し]

②~⑥ [読替無し]

⑦受注者は、基礎ボルト選定及び据付について地震を十分に考慮するものとする。[読替無し]

(6) [読替無し]

(7) 受注者は、据付に伴いコンクリート構造物、建屋等をはつる場合は、監督職員の承諾を得るものとする。[読替無し]

(8) [読替無し]

7-4-2 ホッパ

1 一般事項

(1) ~ (3) [読替無し]

(4) ホッパには、点検、保守に便利な位置に、必要な場合、階段及び踊場を設けるものとする。

[読替無し]

(5) [読替無し]

(6) ホッパの排出ゲート開閉装置は設計図書によるものとする。設計図書で特に示されていない場合は屋外形の電動形パワーシリンダを標準とする。[読替無し]

2 主要材料 [読替無し]

ホッパに使用する主要材料は設計図書によるものとする。

3 [読替無し]

第5節 据付

7-5-1 [読替無し]

7-5-2 据付作業

1 一般事項

(1) 受注者は、据付に当たり据付基準点、副基準点、基準線等を基に、図面寸法により除塵機その他各機器類の軸心を通る中心線、据付高さ等の確認を行うものとする。[読替無し]

(新設)

(2) 受注者は据付機材の能力、据付場所による制約条件を考慮し、安全で経済的な工法を選定すること。特にクレーン等による吊り上げ、吊り下げは注意深く行い、ワイヤサイズの選定、ワイヤ掛けの位置、保護の方法にも注意し、機器に損傷を与えないように施工するものとする。[読替無し]

(3) [読替無し]

(4) 基礎部の施工は次によるものとする。

①あと施工アンカー工法は土木構造物に機器を取付、アンカーボルト箇所の芯出しを行い、ハンマドリルなどで所定の径、深さに孔あけし、孔内の切粉をきれいに排出・清掃した後に、アンカーボルトを打込み機器を固定すること。[読替無し]

②~⑥ [読替無し]

⑦受注者は、基礎ボルト据付について地震を十分に考慮したものにすることを要する。[読替無し]

(5) [読替無し]

(6) 受注者は、据付に伴いコンクリート構造物、建屋等をはつる場合は、監督職員の承諾を受けるものとする。[読替無し]

(7) [読替無し]

第8章 ダム管理設備

第1節 ～ 第6節〔読替無し〕

第7節 操作制御設備

8-7-1 ～ 8-7-2〔読替無し〕

8-7-3 予備品

予備品は、操作制御設備に対して次の予備品のうち当該設備で使用した機器等を納入するものとする。

- |                          |               |
|--------------------------|---------------|
| 1 ランプ、制御回路ヒューズ（設置している場合） | 現用の10%（最低1個）  |
| 2 LEDランプ                 | 現用各種毎に1個      |
| 3 補助リレー類                 | 現用各種毎に1個      |
| 4 電力ヒューズ（設置している場合）       | 現用各種毎に1組（三相分） |
| 5 予備品箱                   | 1式            |

第9章 鋼製付属設備

〔読替無し〕

第10章 鋼橋上部工

〔読替無し〕

第11章 水管橋上部工

〔読替無し〕

第12章 電気設備

〔読替無し〕

第13章 水管理制御設備

第1節 ～ 第4節〔読替無し〕

第5節 雨水テレメータ装置及び放流警報設備

13-5-1〔読替無し〕

13-5-2 放流警報装置

第8章 ダム管理設備

第1節 ～ 第6節〔読替無し〕

第7節 操作制御設備

8-7-1 ～ 8-7-2〔読替無し〕

8-7-3 予備品

予備品は、操作制御設備に対して次の予備品のうち当該設備で使用した機器等を納入するものとする。

- |                          |               |
|--------------------------|---------------|
| 1 ランプ、制御回路ヒューズ（設置している場合） | 現用の10%（最低1個）  |
| 2 LEDランプ                 | 現用各種毎に1個      |
| 3 補助リレー類                 | 現用各種毎に1個      |
| 4 電力ヒューズ（設置している場合）       | 現用各種毎に1組（三相分） |
| 5 予備品箱                   | 1式            |

第9章 鋼製付属設備

〔読替無し〕

第10章 鋼橋上部工

〔読替無し〕

第11章 水管橋上部工

〔読替無し〕

第12章 電気設備

〔読替無し〕

第13章 水管理制御設備

第1節 ～ 第4節〔読替無し〕

第5節 雨水テレメータ装置及び放流警報設備

13-5-1〔読替無し〕

13-5-2 放流警報装置

1〔読替無し〕

2 本機器の機能は次のとおりとする。

(1)～(9)〔読替無し〕

(10) 監視局と**警報**局間の通話が可能なものとする。〔読替無し〕

(11)〔読替無し〕

13-5-3～13-5-6〔読替無し〕

第6節～第10節〔読替無し〕

1〔読替無し〕

2 本機器の機能は次のとおりとする。

(1)～(9)〔読替無し〕

(10) 監視局と**観測**局間の通話が可能なものとする。〔読替無し〕

(11)〔読替無し〕

13-5-3～13-5-6〔読替無し〕

第6節～第10節〔読替無し〕